

令和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第10回定例会 令和 2 年12月 8 日 開 会
令和 3 年 3 月 1 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和2年12月10日（木曜日）

第10回南三陸町議会定例会会議録

（第3日目）

令和2年12月10日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

會計管理者	三浦 浩 君
總務課長	高橋 一 清 君
企画課長	及川 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑原 俊 介 君
管財課長	阿部 彰 君
町民稅務課長	阿部 明 広 君
保健福祉課長	菅原 義 明 君
環境対策課長	佐藤 孝 志 君
農林水産課長	千葉 啓 君
商工觀光課長	佐藤 宏 明 君
建設課長	及川 幸 弘 君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中 剛 君
上下水道事業所長	佐藤 正 文 君
歌津綜合支所長	三浦 勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 和 則 君

教育委員会部局

教 育 長	齊藤 明 君
教育總務課長	阿部 俊 光 君
生涯學習課長	大森 隆 市 君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長 恒 君
事務局長	男澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事務局長	男澤 知 樹
主幹兼總務係長 兼議事調査係長	小野 寛 和

議事日程 第3号

令和2年12月10日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 陳情 2 の 1 2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求め
る国への意見書提出を求める陳情書
 - 第 4 陳情 10 の 1 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため
の意見書」採択を求める陳情書
 - 第 5 陳情 10 の 2 水田農業対策に関する要請書
 - 第 6 陳情 10 の 3 農業委員会への女性委員の登用促進について
 - 第 7 発議第 6 号 南三陸町議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 8 発議第 7 号 南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 9 発議第 8 号 南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。

今日3日目であります。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番今野雄紀君、10番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告5番、今野雄紀君。質問件名、1、高校の魅力化について。2、移住・定住政策について。3、復興工事の残土について。以上3件について、一問一答方式による今野雄紀君の登壇発言を許します。9番今野雄紀君。

〔9番 今野雄紀君 登壇〕

○9番（今野雄紀君） おはようございます。

今朝は波もよく、志津川、歌津、アワビの同時開口でした。私も今朝、黒崎パーキング前で漁をしたんですが、20杯ぐらいしか取れなくて非常に残念でした。その悔しい思いを、議長の許可を得ましたので、通告、壇上より1件目質問させていただきます。

質問件名、高校の魅力化について。質問の相手としましては町長及び教育長にお願いしたいと思ひます。

そこで、質問の内容といたしまして、まず第1点目、中高一貫の機能・効果、これまで十数年、20年弱続けてきたわけですが、そのところを伺いたいと思ひます。

2点目、現在取り組んでいる高校魅力化における中高一貫のその効果、それによる見直し解消の考えはあるかどうか伺いたいと思ひます。

3点目、スクールバス及び町民バスの共用で高校の通学も可能にし、利便性の向上をとということ。

4点目、伺います。最後、いつものような形なんですけど、BRTを柳津・石巻直結ルートで通学圏の拡大を図ってはという、そういう質問です。

以上、壇上より。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

今野雄紀議員の1件目の御質問、高校魅力化についてお答えをいたしますが、2点目から4点目については私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

2点目の御質問です。中高一貫教育の見直し・解消についてであります。志津川高校魅力化の取組と中高連携教育は分けて考える必要があると認識をしております。単に生徒数を確保するために中高連携一貫教育を見直すということではなくて、本質的な志津川高校の魅力を向上させることが重要であることから、引き続き昨年度に策定をいたしました第1期志津川高校魅力化構想の具現化に努めていくことが重要だろうというふうに思っております。

次に、3点目ですが、スクールバス等町民バスの共用についてですが、小中学校の登下校においては、環境が整った地域から段階的にスクールバスから徒歩通学に切替えが予定をされているところでありまして、今後も教育委員会と協議を行っておりますが、現状において、児童生徒と一般町民の利用ニーズをかなえるためには、ダイヤ調整、便数、車両の大型化など、解決すべき課題も多く、限られた財源の中で実施することは難しいというふうに考えております。

最後に、4点目の御質問、通学圏の拡大についてであります。JR東日本が運行するBRTは気仙沼線に特化したものでありまして、BRTを石巻へまで直結するためには前谷地駅以降を専用道化するか、定時制及び速達性確保が難しくなる一般道による運行が想定できますが、いずれにしても、民間事業者であるJRや隣接の自治体との調整は甚だ難しいと言わざるを得ません。今後、高校魅力化を推進する上で、通学圏の拡大を目的とした運行ダイヤの調整等についてはJRと協議を重ねてまいりたいと思います。

中高一貫教育及びスクールバスの御質問につきましては、教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、私のほうから中高一貫教育についてお答えいたします。

1点目の御質問、中高一貫の機能・効果と2点目の御質問、中高一貫の見直し解消について

は関連がありますので、合わせてお答えいたします。

南三陸町は、平成15年以来、地域連携型による中高一貫教育の取組に十分に実践してきたと受け止めております。地域連携型中高一貫教育の趣旨である中高6年間の中で計画的、継続的な教育を行うことで子供たちの可能性を高め、未来を主体的に生きる人間を育成することは極めて有意義であり、志津川高校教員による英語、数学の乗り入れ授業や夢実現ファイルの活用等を通して、一定の効果はあったと考えています。

連携開始当時と違うのは、人口減少に伴う生徒数の減少ですが、志津川高校が県内唯一の地域連携型中高一貫校として今後も継続、発展し、地域の子供たちにとってさらに魅力ある学校となるよう、義務教育の立場から尽力してまいります。

次に、3点目のスクールバス等町民バスの共用についてお答えいたします。

町立小中学校の通学方法につきましては、復興関連工事の進捗に合わせ、段階的に震災前の形態に戻しているところであります。その検討過程において、議員御質問のように、2つのバスを共用することで通学の利便を図るべく検討を重ねてきたところでありますが、町長からの答弁にもありましたように、現状においては課題が多く、実施は難しいと考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ただいま教育長と町長の答弁いただきました。

そこで、事項によって、中高一貫の機能・効果は十分かということで再度質問させていただきます。

先ほどの教育長の答弁ですと、平成15年から中高一貫を行ってきて十分実践してきた、そういう答弁がありました。その中に、計画的に、そして有効な形で行ってきたという、そういう答弁もありました。実際のところ、英語、数学等の乗り入れ授業、そしてあと夢実現何とかということでも取り組んできたという、そういう答弁でしたが、そこで、こういった効果・機能について伺う上で、実は、見直すためにはどのようにすれば可能なのかということで、そこで私、県のほうの教育委員会のほうに問合せというか、実際向こうに行って話を聞きたかったんですけども、県議会中でもありということでやんわりとお断りされてしまいました。そこで、中高一貫を担当しているのは何とか指導班というところで扱っているということで、そこで県及び町の教育委員会の協定書を取り交わしているという、そういうことを教えていただきまして、私、その協定書なるものをここに、手に入れさせていただいたんですけども、その協定書の中に、当初の目的、中高一貫教育の内容、そして中高一貫教育

の実施校及び教育課程の編成、実施計画及び実施報告、そのような項目で協定書が取り交わされているようです。そこで、今回の質問に関しまして、機能・効果ということで、原点に帰るといわけではないんですけども、この協定書を基に教育長に伺っていきたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、目的として、中学校と高校の6年間の中で計画的かつ継続的な教育を行うことにより、確かな学力、輝く個性及び豊かな社会性を培い、広い視野で21世紀を主体的に生きる人間を育成することを目指し、緊密な連携の下に中高一貫教育を実施するという、そういうふうな目的を掲げていました。

そこで伺いたいのは、この目的にある緊密な連携、それがここ15年の間、確かなものとして緊密な連携がなされてきたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 緊密な連携についてでございますが、これは、これまで今年で18年目を迎えるということで長い伝統の中で行われておりますが、毎年同じことを18年続けているということではございませんで、毎年見直しというものを行っております。これは、大きな見直しというよりも、カリキュラムを策定する上で、中学校のカリキュラム、高校のカリキュラムの中で、前年度に応じたものの修正点をしております。また、10年に一度に行われる教育課程学習指導要領の文科からの大きな改定がございますので、それに合わせての見直しなどを行っております。そういった毎年行われている見直し等で、緊密に中学校の教育課程と高等学校の教育課程をしっかりとつながりのある計画的、継続的なカリキュラムの作成をしているところであります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 教育長のそのような答弁で、緊密な連携ということで分かりました。

次に、中高一貫教育の内容について、基礎学力の向上、6年間を見通した系統的な学習の指導、個々の生徒に対応した学習指導の充実、創意と工夫ある学習指導の実施とあるんですが、こういった基礎学力の向上に対しても、こここのところのように取り組まれてきたのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） この基礎学力の向上については、先ほどもお話をいたしましたけれども、中高乗り入れ授業ということで、具体的には、昨年度は137時間乗り入れ授業をしておりまして。今年は151時間を計画をしているところでございます。また、大きなところでは、中

高の相互授業の参観ということで、中学校の先生が高校の授業を参観する、高校の先生が中学校の授業を参観をするという取組をしております。昨年度の例でいいますと、中学校のほうでは15回参観する機会を設け、高校の先生が延べ24人、授業の参観に来ていただきました。高校のほうでは20回授業公開がございまして、そこに中学校の先生が延べ24人行って、それぞれの学校の授業の様子、さらには生徒の様子などを確認をしていながら、この子供たちの基礎学力を向上させていきたいと、そういった取組の中で、中高合同強化部会というものがございまして、その中で話し合いをして、それぞれ中学校、高校でどのような授業をしていくことがふさわしいかというようなことなども毎年、その年その年で検討をしているところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 詳しい説明いただきましたけれども、そういった百何十時間の乗り入れ等で実質的にこの基礎学力が向上したという、そういう実感というか、実績等は感じているのか伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） この向上につきましては、確実に向上していると思えますし、向上していない部分に対してもしっかりとフォローをしていただいております。

学力については、毎年力を入れながら進んでおりますが、高校さんのほうでも中学校で行われた教育をさらにCRTのテスト、あるいは、つなぎ教材、そして基礎力の診断テスト等々を行って、中学校の学ぶべき内容が確実に定着をしているかということについて、高校サイドでもテストを通じ、そして、その結果を子供たちにも指導していますし、また、中学校のほうにもその内容を伝えることで、次年度こういったところに力を入れたらいいかという指導の改善にもつなげていると思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 学力の向上に関して分かりました。

次、一人一人の個性の伸長ということで教育内容にうたわれています。個々の生徒に応じた進路指導の充実、もう一点は、個々の生徒のよさを認めて伸ばす評価システムの工夫、このようなことがうたわれていますので、現に当初の目的というか、内容のようなことで行われているのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） このことについても、毎年進路指導であったり、評価システムの工夫

をしております。

先ほどの私の答弁の中にありました夢実現シート等につきましては、平成25年、26年と小学校、中学校、高校と3つの校種で志教育の推進指定地域として取り組んで、子供たちがどんな夢を持って、将来どんな人間になっていくかということの思いを持って、それを実現するためにはどういう学びをしたらいいかという、そういった夢実現シートを町内全体で取り組むことで、自分の進路指導、さらには自分のよさを認める活動をしております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 個性の尊重ということで、進路指導の充実ということなんですが、現に高校を卒業するとき確かな効果というか、機能が十分になされているのか。ある程度高校ですと、以前ですと専門学校とか多かったんですが、そういったところも含めて、進路指導の充実ということはどのような形で、教育長、評価しているのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 中学校の段階においては、具体的にどういった専門学校だとか、何と何を一つ一つ説明とかをしているわけではなくて、子供が、こういった仕事にしたいなとか、あるいは、こういった高校に行きたいなというようなことについて、先生のほうから助言とかをしているところであります。具体的な高校卒業後の専門学校であったり、大学あるいは就職等については、これは高校さんの進路指導の中で具体的に指導されているものだと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 教育長の答弁で、高校の指導ということがあったんですけども、やはりこういった内容のあれにうたわれているので、6年間を通じてそういったことをするんですしたら、やはりそれなりの指導というか、取り組む必要があると思うんですが、その点再度、もう少し伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 中学校の進路指導の中で必要なのは、特定の筋を一本決めるという段階ではなくて、自分の夢に対して複数の実現のための道筋だとか、可能性があるということを指導して行って、それが、例えば、その夢の実現のために〇〇高校の実業的な高校に行くんだとか、〇〇などの普通科のほうに行くんだとか、そういったところの進路指導というところでございます。あくまでも自分の夢、自分の志を強く持つということが大きな進路指導の中の一つではないかなと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった個性の伸長ということでは分かりました。

次、異年齢集団の中での社会性の育成ということもうたわれています。地域、家庭との連携による地域学習、就業体験の実施、中学校、高校合同の学校行事、生徒会活動、部活動の実施ともうたわれています。そしてあと、節度と規律ある生活態度を育むための地域活動などの実施ともありますが、こういった学校行事、生徒会、部活動、こういった面に関しては、これまで十分に取組んで効果を上げてきたのかどうか、簡単に確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 十分取り組んでいると思っております。部活動で相互の一緒になって部活動を行うだとか、あるいは、生徒会としての交流など、さらには、学校行事での参加等がございます。特に、今年につきましては、志津川中学校の文化学習発表会においては、志津川高校の自然科学部の皆さんが科学の発表をしたり、あるいは、県の防災指導員の資格を持った生徒2人が志津川中学校の防災クラブの代表とディスカッションをして防災の学習の発表会をするなど、非常に綿密な交流等がなされていると思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 要は、この目的というのは、今、小学校等で行われ始めてきているコミュニティ・スクールのような形と捉えていいのかどうか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） コミュニティ・スクールというところなんですが、コミュニティ・スクール自体は地域との連携というところがございますので、地域とともに学校があり、学校は地域とともに歩いていくというところがございます。小学校、中学校、高校の子供たちが連携していくというのは、このコミュニティ・スクールにも通じることになると思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ねちねちっぽく内容等で確認させていただきました。

次に、中高一貫教育の実施校として、この協定書には今もって志津川中学校、入谷中学校、戸倉中学校とうたわれているんですけども、高校は志津川高校と。この協定書、このまんまで効力を発揮しているのかどうか確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） この協定書でございますが、震災等がございまして、教育委員会として、恥ずかしながら、この協定書の原本というのはちょっと持ち合せておりませんで、議員さんのほうからの御質問等で初めてこの協定書というもののコピーを、私、目にすることができました。内容等の中に、今お話しがあった、いわゆる志津川町との協定、あるいは歌津町との……教育委員会です。志津川町教育委員会の協定、歌津町教育委員会の協定となっております。そういったところについても、高校さんともお話をして、このままこの協定書を続けていいのかどうかについては高校さんとも話をしておりますが、この協定書はその当時のものを引き続きやっておりますので、絶対変えなきゃならないというものではないと思っております。この協定書をもって、引き続きこれからも中高一貫教育をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私はちょっと不自然な形で受けたんですけれども、普通の売買等の契約書と同じような形でこの協定書を捉えているという、そういう認識はさせていただくんですけれども、それで、このままずっとこの形で、協定書を変更することなく効力というか、発揮というんですか、続いていくのか、再度簡単に確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） この点については、再度県の高校教育課とも確認をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） あと、最後なんですけれども、実施計画及びその報告、前年度の9月末まで基本計画書を出して、そして翌年度の4月30日まで報告書を提出するというか、そういう旨がこの協定書にはうたわれていますけれども、ここ十何年間そのような形で、先ほど教育長の答弁ですと、毎年いろんな内容を変えているということなので、あるとは思いますが、そこのところ、毎年提出されているのかどうかを確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） この協定書に書かれている提出するものという捉え方については、先ほどもお話をしたとおり、初めてこの協定書を私も見させていただいて、去年からこの立場でいたときに、具体的に提出というのは実はされてはいないんです。ただ、この地域連携型中高一貫教育推進会議というのがございまして、こちらのほうには県のほう、さらには教育事務所、あと教育委員会、学校長等々が集まる会議の中では、先ほどお話ししたとおり、年

2回、今年度の計画はどうするか、それから、今年度の取組はどうだったのかという反省評価を行っておりまして、その中で、ここで書かれているような基本計画あるいは実施報告がなされておりますので、それをもってこの協定に書かれている実施計画、実施報告に代えているのかなというところでございます。やっていないということではなくて、これは毎年行っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、教育長はもう分かんなかったということなんですけれども、今後やはりこういった協定にうたわれているように、そういった総会のような形で常時するのもあるかもしれませんけれども、やはり形として報告を出すという協定になっている、県、町に提出という現場のほうからのあれはあるんで、事務作業が増えるでしょうけれども、こういったものを確実に毎年出していくと、より効果的というんですか、いろんな変える部分、見直す部分、そういったことが可能じゃないかと思っておりますので、そここのところを努力していただけるかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 協定書の中身のことについては、全体的にも、さらには細部についてもしっかりと確認をしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 項目の1番目はこういった形で。

次、2番目、高校魅力化における中高一貫の見直し解消の考えはということに移らせていただきます。

先ほどの答弁ですと、魅力化と中高一貫は分けて考えるという、そういう答弁ありましたが、実際どのような形で分けて考えるのか、もう少し詳しく伺えればと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そもそも、高校の魅力化がどういうことでスタートしたかということですね。基本的には、御案内のとおり少子化、それから、志津川高校への入学者の数の激減です。そういった中で志津川高校がこのまま存続できるのかというふうな、そういった我々としては大きな危機感があります。

したがって、中学生が高校に何を望むのかということアンケートも含めてやらせていただいたと。その中で、志津川高校に対しては、やはり学力向上ということが、父兄も含めてそうなんです、一番アンケートの結果として要望が高かったのがその点です。したがって、

そこからスタートしたのが志翔学舎ということで、県内の県立高校としては唯一の、いわゆる学校で町がお金を拠出しての塾を開催をしたということです。しかしながら、残念ながら、それでもなお子供の数が少ない、あるいは、入学者の数が少ないということについては、現実として大変これは厳しい状況が継続していると。その中で魅力化協議会立ち上げまして、志津川高校をどのように存続させるのか、どのように志津川高校に多くの子供たちに来てもらえるのかということを考えてみましょうというのが魅力化のスタートであります。したがって、中高一貫とはまた別物というふうに考えていただいて結構だというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の町長の答弁ですと、高校の魅力化と中高一貫は別だという、そういう説明あったんですけども、やはり入学するほうの立場というんですか、考えは別だと思っておりますけれども、そここのところの配慮はあるのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 聞き直すの。もう一度、今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 高校の魅力化と中高一貫というのは分けて考えるという、そういう町長の答弁でした。しかし、高校では中高一貫の高校を実践しているわけなんです。そこで、魅力化、中高一貫が……それでは、中高一貫が高校の魅力化にどのような形で寄与というんですか、しているかということ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 中高一貫、基本的には、これはもう18年経過をしております。ある意味、県内唯一ということでスタートしたわけございまして、そういった意味で、志津川高校の特色というものの一つにこれは挙げられるというふうに思っております。これは地域全体としてこのような取組をしてきたということですが、高校魅力化というのは、また問題点の原点が全く違うということです。その中で、この中高一貫のどのように見直しをするのかとか含めて、そこは議論することはあると思います。例えば、枠です。それも変えてきたということもございまして。そういった制度的なもの見直しというのは必要になるというふうに思いますが、考え方そのものとすれば、私は中高一貫と、それから高校の魅力化ということについては別問題だというふうに、別問題といいますか、全く別というわけじゃないですが、そこは根っこの部分が違うんだらうと私は思っています。

あと、教育長から。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 中高一貫教育については、あくまでもこれは教育の中でのカリキュラ

ムの問題でございまして、どのような授業を組み立てていくか、どういった指導をしていくのか、どういった内容にするのか、さらには、生徒の交流活動関係についての6年間を通じた計画性を持っているものでございます。そして、6年間というものを通じて個性や創造性を伸ばしていき、各学校の活性化であったり、あるいは、地域の発展に寄与していきたいというのが中高一貫教育の在り方だと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 再度伺いたいのは、高校の魅力化は究極的な目的というか、高校を廃校させないための努力というか、捉えていいのかどうか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的なことをお話ししておきますが、県教委の基本的な考え方、これは1学年3学級です。こういう高校を維持できなければ統合ということが、県教委としての一つの基本的な考え方はそこにあります。したがって、もう今、うちの町では2学級が精いっぱいです。そういう状況で推移していけば、当然のごとくそういった対象校になると、そういう危機感を我々は持っているということですので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長別に考えるという、そういう中高一貫なんですけれども、私は、何ていうか、素人考えというか、高校を持続させるためのかすがいというんですか、そういった形で中高一貫捉えているのかという、そういう思いだったんですけれども、そういった、何ていうんですか、部分は少しも感じないのかどうか伺いたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） さっきからお話ししていますように、これは別問題だというふうに思っています。全く連携ないとは言いませんが、そういうことではなくて、そういう我々としての基本的な考え方、問題点、それをこれまでも我々やってきて、こういう方向も必要だよねということで県教委のほうにも答申を出したりと、そういう活動を我々は行っているということ。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） その部分に関しては分かりました。

そこで、魅力化におけるいろんな取組を今後していくという、そういう計画があるみたいなんですけれども、その中に全国募集のような形の声も聞かれますが、そこは計画中なのかどうか伺いたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 魅力化協議会の、協議会会長なの、委員長なの、（「会長です」の声あり）会長。会長が副町長でございますので、ずっとこれまで協議を続けてきて県にも答申を出しましたので、その内容については副町長のほうから答弁させたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 全国募集の関係でございますが、答申の中で全国募集をしたいというふうなことで既にうたっておりまして、逆に、それを受けて県教委が動き出したと、そういう状況になっております。ただ、県内の全部の高校ではなくて、モデル校として志津川高校、それから中新田だったと思いますが、2校をモデル校として指定をしたいというような、そういうような動きを見せていると、そういう状況です。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった動きがあるということは分かりました。もともとこの中高一貫もモデル校として始まったわけなんですけれども、それで現在まで続いているわけですが、今回また全国募集という、そういう計画があるのでしたら、私、なおさらこの中高一貫が、もしかすると全国から来ようと思っっている方たちというか、生徒さん、希望する方たちにとって、ある程度ネックになるんじゃないかと、そういう危惧を私自身は持っているんですけれども、そういったところはみじんも感じないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、今野議員もう知っていてお話ししていると思いますが、中高一貫地元枠というのがございます。基本、これはどうしても地元優先ということですが、これではほかから人呼べないということで、その地元枠一回落とした経緯がございます。したがって、その地元枠の見直しということについては、今後必要になるかもしれないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 地元枠も分かるんですけれども、そこで、何ていうんですか、この魅力化における中高一貫、私はやはり見直す必要性というか、私自身は考えているんですけれども、このまま突き進んでいって大丈夫なのかどうか、もう一度確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） どうぞ考えていただくのは結構でございますけれども、これは県教委の問題も絡んでまいりますので、今野議員はそういう思いだということだけは受け止めさせて

いただきますが、私がここで、その件について、中高一貫がいい、悪いと、あるいは継続、継続しない、そういうことをこの場所で申し上げるつもりは全くございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も、ただの思いつきみたいな形でこういったことを言っているのではなくて、今後、現在の子供たちを取り巻く、20年前弱だと今のようにIT関係も発達してなくて、そういった時代のモデルだったと思うんですが、現在のこの状況下においては、どのような思いで、私、廃止見直しということをこの場で伝えているかということ、私の以前の一般質問ですと、質問するたびに書籍10冊ぐらいいは用意して、いろいろ抜粋を読み上げて皆さん白けさせていた、そういう記憶も多分あると思います。久々、今回この中高一貫の私が見直したほうがいいのかという、それがある程度説明できそうな文章を私コピーして持ってきました。持ち時間以内で、退屈かもしれませんが朗読させていただきます。

今年の2月に私いつも見ている内田樹研究室というブログの中で、週刊金曜日インタビュー、そういう記事がありました。その中でどのようなことが書かれていたかということ、いつも町長に言われているので、少し高所の部分から入っていきたいと思います。

その独裁的な安倍政権の7年をどう見えていますか、そういうインタビューの問いに対して、日本の国力を衰退させた7年でした。暗黒の時代、そして日本政治史に残ると思います。この7年で先進国としての全ての指標が低下した。経済はもちろんですが、何よりも教育の劣化、学術的な発信力は低下が著しい。科学に関してはネイチャーが2017年に警鐘を鳴らしています。東南アジア第1位の先進科学国だった日本の科学が21世紀に入って劇的に低下したからです。

表面的にはノーベル学賞の受賞者が続いています、そういう問いに関して、それは30年前の研究成果が今になって評価されているわけで、今の教育行政が続く限り、遠からずノーベル賞はゼロになります。それは受賞者たちが口々に言っていることです。

教育の分野ではどのようなことが問題ですか、そういう問いに、市場原理を学校教育に導入したからです。限りある教育資源を選択と集中で生産性の高そうなセクターに集約しようとしてきた。中高一貫教育がそうです。あの制度が子供たちの成熟をどれほど妨げているのかについて、みんなあまりに無自覚過ぎます。12歳から18歳まで同じ仲間と過ごすというのはある種の地獄ですよ。変化し、複雑化し、成熟していくことが制度的に阻害されているんですから。思春期の子供たちにとって日ごとに変化するものじゃないですか。それが6年間同じ仲間たちと同じように言葉遣い、同じような振る舞いをするを強いられている。12歳の

ときにあるキャラをあてがわれて、その集団内のポジションを決められると、それを18歳まで維持しなければ居場所がなくなる。そのキャラは忠実に演じることが自分らしさとみなされる。日本は集団主義で同質化圧が強いといえますけれど、それ以上に自己同一化圧のほうが強いと思う。自分探しの旅とか、自分らしく生きるとか、ベストワンよりオンリーワンとかいう言葉は、どれも自己同一性を早く決めて、決めたらそこから一步も出るなというイメージを発している。先ほどの身の程を知れ、おのれの分際をわきまえろと同じです。その自己限定命令をあたかも成長の目標であるように設定している。でも、自分らしさを貫けというのは成熟するなという同義語なのです。成熟というのは変化し、複雑化することです。昨日言ったことを全然違うことを言い出す、昨日の語り口と全然違う語り口になる、語彙が変わり、表情が変わり、感情が変わり、振る舞い方が変わっていく、そういうことに、あらゆる場合を阻止しようとしている。社会そのものが成員たちの市民的成熟を構造的に阻害している。日本人が幼稚化した理由は、この自己同一性圧にあると思っています。自分らしさなんてどうだっていいじゃないですか。大事なことは、成熟し、複雑化することです。

というふうな文章を私見て、中高一貫は、現在はどうか分かんない、今後、この先あまりよろしくないことではないかという、そういう思いがしました。現に、さきの同僚議員の一般質問で、髪型の質問がありました。それを当てはめて考えると、自分は明日から変わりたいというのに、残念ながら規則で変えられない。これもこの文章の中に含まれていると思います。私、そのような理由から、中高一貫は見直すべきじゃないかという、そういう思いがあったんですけども、この訳の分からないような長い文章をお伝えしたわけですけども、これの所感なりを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 長々と御苦労さんでした。

今のお話聞いていて、素直に私受け止められないんです。いつも横から目線でいつも見る今野議員らしくないなと思いながら聞いておりました。基本的には、その方、上から目線でお話ししておりますが、基本的に日本の地方社会において、中高だけではなくて、小中高とずっと一緒になって生活をしなければいけないという、そういう縮図が地方にはあります。そういう中で、そういうことにどうその方が向き合うのかということについては全然読み取れない。中高一貫教育だけの問題ではなくて、要は、地方でそういう小学校から、もっと言えば、保育所から、幼稚園から、ずっと一緒になって18年間一緒に生活していく。その中で地域社会等をつくっていくということが、地方ではこれは避けて通れない話。そのようにお

っしゃっている方が中高のことを取り上げて言っていますが、そうではなくて、地方にはそんな様々な課題が抱えているということを私は思っておりますので、基本的にその方の御意見というのはその方の御意見でしかないと、私は思っております。

あとは、教育的見地から教育長がどうお答えになるかはお聞きをいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） お話を聞いて、簡潔に答えられないので申し訳ないなと思っております。ところでありますが、今、議員のお話をされたことについては、内田さんでしたでしょうか、その方個人の考え方で、本当にたくさんの教育に対する思いというのはあるのは当然だと思います。そういうふうな中高一貫に対して反対する方もいれば、賛成する方もいるということ、それはとてもいいことだと思います。全てがどっちではないわけですので。

ただ、私からさせていただきますと、学校というのは、小、中、高、大学、専門学校等、様々ありますが、さらに小学校と中学校が一緒になった義務教育学校というのもございます。さらには、中学校、高校が一緒になったこの中高一貫校というのがございます。そういった様々な組合せというのが、これからの社会の中で求められている多様性であったり、包摂性であったりと思っております。

さらには、先ほど髪型についてというお話もされておりましたが、そのことについては、学校でではなくて、学校で行われている生活の決まりは子供たちと相談をして、検討して、生徒会と一緒に学校が決まりというのが出ております。それぞれにふさわしい服装であったり、それぞれにふさわしい言葉遣い、それぞれにふさわしい身のこなしについては、今は子供たちと一緒に学校は取り組んでいるというところを御理解いただいて、これからの新しい令和の時代の教育というのは個性化、個別化、さらには協働化ということを目指していきたいと思っておりますので、中高一貫教育、地域連携型中高一貫教育でのよさを今後も發揮して、地域のよさをさらに広めていきたいなど、地域の発展のために頑張っていきたいなという思いがございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の答弁で分かったんです。やはり、町長言うように、小さいうちからある程度のコミュニティーみたいな形でこの中学校、高校という、そういうことの答弁ですけども、そういった中において、今後全国募集する際に、応募しようとする方たちが中高一貫というそういう言葉というか、学校だということ考えた場合は、やはりそういったコ

コミュニティーに入っていくという、そういう、何ていうんですか、敷居のようなものを感じるんじゃないかという、そういう思いだったんですけども、そういったことは少しも懸念しないのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう趣旨で御発言でしたら、多分そういうことはあるだろうと思います。要するに、どうしてもその地域でずっと育ってきた地域柄というか、土地柄といえますか、風土というのがあって、そこにほかからぼんと入ってくるということについては、そういうのは当然、人間ですからあるというふうに思います。自分のことを言って大変申し訳ないです。私は高校から仙台に行きましたけれども、やっぱり、そこはやっぱり感じました、やっぱり。だから、そういうのというのは当然あるんだろうというふうに思います。それを乗り越えて、我々は全国募集で全国から生徒さんをお迎えしたいというふうな、そういうもう腹積もりで進んでいきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、中高一貫に関してなんですけれども、平成11年に4校だったやつが、平成28年までのデータなんですけれども、595校、その中の33%、約80前後の高校が公立です。そこで連携型としては平成13年に29あって、14年に38、それが平成17年に75校、公立なんですけれども、そしてそれ以来、80前後を推移して、連携型が伸びているという、そういう実績はありません。そこで、平成25年に83校だったやつが1校減っています。そういう事例もあるみたいなんで、私、今後何らかの形で見直す機会があったらできるんじゃないかと思います。そういうことで、中高一貫の見直しの解消の考えはない、そういうことで分かりました。

次に、もう少し身近な形で、地元の高校生が通いやすいように、町民バスなり、中学校のスクールバスなどを共用して通学できないのかと、そういう質問だったんですけども、答弁としては、徒歩に変わっていたりとか、いろいろ難しいという答弁がありましたけれども、スクールバス自体大きなバスを使っているんで、今のところ、私はある程度、中高一貫でやっているんで、そのところは検討を十分にできるんじゃないかと思うんですが、そのところもう一度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、これまで我々スクールバスというか、そういう運用をしてきたのが復興交付金を活用して財源の手当てとしてやってまいりましたが、そういう財政制度

もう終了しているということがございますので、基本、町としてそこに持ち出せるお金ということについては十分精査をしないと、今後大変になってくるというふうな思いがありますので、ですから、先ほどあえて言ったのは、スクールバスから徒歩通学に変えていく、その中で、いわゆるスクールバスをどう運用するか、あるいは、町民バスをどう運用するかというのは、担当が企画ですが、企画のほうでも随分頭をひねりながらやってきております。その経緯等については、ちょっと、今、担当の課長のほうからの答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 目的そのものが、乗合バスとスクールバスというのはまず違うというところもございます。そこに大きな要因は、時間の問題と、それと一堂に大型化したときの乗り入れ、運行経路も変わってきます。当然、枝線を小まめに走っている乗合バスが仮に大型化した場合、小まめに走ることはまず不可能。主要な場所しか止まれなくなると、そういったときに、病院だけに目的の乗客の方はそれなりによいかもかもしれませんが、途中途中、交通弱者の方を拾ってくるということは非常に困難であるということもございますので、ある程度スクールバス、乗合バスは分けて考えるべきだと思っています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは、町民バスは難しいということでは分かりました。

スクールバスに限定して、補助金が終わっても中学校のスクールバスは存続するのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） この問題については、学校統合の問題等を含めて、その際に地域の皆さん方に、ずっとスクールバスで移送しますということについてお約束した地域がございます。その地域は、これはもうお約束ですから今後とも継続していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 平等・不平等と言われるでしょうけれども、せめてそういった部分からでも高校生も乗れるような形にすれば、高校に通う方も生徒も多くなると思うんですが、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 仮に、スクールバスに高校生も同乗ということになりますと、

席が空いているからというだけでは駄目だと思います。検討する際には、それ以外のところにもたくさん出てきます。例えば、乗車中の責任が出てきます。それから、先ほど企画課長が言ったように、何の目的で誰が走らせているかとか、お金の部分とか出てきます。スクールバスは、教育委員会、教育長が学校長に指示をして一つのルールをつくっています。県立学校は、別な校長先生の権限と分かれてくるので、そういった責任とか、安全性といったところも出てくるのではないかなど。

それから、中学校と高校、それから小学校、3つを全部1つのバスでとなると、学校ごとに行事とか、大会とかあって、時間が全部ばらばらになります。高等学校が多分一番遅いと思うんです。それを1つのスクールバスでかなえとなると、むしろ混乱してしまうのかなど。何かあったときの調整を誰がやるのかと、そういう細かい問題がたくさんあるので、なかなか簡単に結論は出せないだろうなというふうに受け止めました。

○議長（三浦清人君）　ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時02分　休憩

午前11時19分　再開

○議長（三浦清人君）　それでは、再開をいたします。

9番今野雄紀君の一般質問を行います。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　中学校等のスクールバスに乗れないかということで質問したら、教育総務課長より答弁ありました。子供たちの利便性等に寄与するんだったら、私、そういったもろもろのハードルというか、もちろん分かってこういったことを質問しているんですけども、今後、より子供たちのためになるということだったと考えられるのであれば、そういったあらゆるハードルを越えて実現するという、そういう気構えというか、あるのかどうか。そういった事務を取っていけるのかどうかだけ確認させていただきます。

あと、申し添えさせていただきますと、今回高校に行って聞いて、このスクールバス等、中高一貫なんだから一緒にしたほうがいいんじゃないかと言ったら、校長、教頭も、ああなんという声も出ましたので、今後、より検討していくことも可能だと思いますので、そこのところ伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君）　教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君）　高校の先生方も、ああということで、ただ、私が先ほど言ったように、たくさんの課題、検討事項があるので、それを高等学校に言えば、ああ、確かにね

という、また別な意味でのああが出てくるかもわかりません。

スクールバスは今、年々終息の方向に向かって保護者のムードもありますので、そこはちょっと考えなきゃいけないし、それと、何度も言っているように、ルールとか、責任というのをしっかりしないと、バスはやっぱり税金で走っていますから、税を使うということは社会に対して負っている責任もあるので、そういったルールと責任は明確にしなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 分かりました。その、ああと続く言葉なんですけれども、大変いいことだなと、そういう考えでしたので、一言申し添えていただきます。

そこで、次に、BRTをとということでも出していたんですが、全然考えられないということですが、以前ですと、近隣からも結構志津川高校に来ていたんですが、その分、町内の子供たちも町外に出ているという、そういう現実の中、なるべく近隣からも集めるという、そういう方策等は魅力化の中に考えられるのか。全国募集で当然目指す上では両方必要だと思うんですが、そのところを伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） その件に関しては、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど町長もちょっと話したんですが、いわゆる地域連携枠といいますか、地元の子供たちの枠が若干減っております。ということは、周りから、いわゆる来てほしいという、そういう枠を逆に広げているというようなことでございますので、もともとの気仙沼本吉管内、あるいは、すぐ隣の登米、石巻も含めて、子供たちの絶対数が減っていますので、その絶対数を奪い合うような状況になっています。ですから、たしか去年の高校の入学のあれを見ますと、郡部はほとんど定員割れと、そういう状況が続いておりますので、ある意味、地域から来なければ周りから来てもらうと、そう考えるのが普通だと思います。

○議長（三浦清人君） 残り時間25分。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、そのよそから集めるという、そういう方策等はどのようにしたら集まるかと、そういうことは魅力化の中で具体どのようなことを考えられているのか伺いたしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） それに関しましても、1つは、先ほど申し上げました全国募集、いわゆる管内に子供たちが少なくなったので全国から集めようと、それが1つです。

それから、いわゆる学科、魅力ある学科を考えましょうと。部会ももちろん立ち上げておりますし、子供たちが魅力を感じて来ていただけるような学科をみんなで考えようと、そういう部会を立ち上げております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の答弁ですと、学科を立ち上げるという、そういう答弁でしたので、何か聞くところによると、新たな学科を設置するには、それこそ先ほどスクールバスの答弁じゃないですけども、ハードルがいっぱい高いらしいですので、そこを十分、個人的にはデザイン系とか、建築系みたいなのを、学科が私は集まると思うんですけども、そういったところも申し伝えて1件目の質問を終わらせていただきます。

続いて、2件目の質問に移らせていただきます。

移住・定住政策についてということで、これまでの移住・定住の実績、空き家対策の取組状況はということで、最後、町内における持続可能危惧的な地区におけるピンポイントで定住をベーシックインカム等の導入で実現はできないかという、そういう質問ですので、答弁のほうをお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） やっと2件目になりました。

それでは、2件目の御質問、移住・定住政策についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問です。これまでの移住・定住の実績ということについてであります。町では平成28年度より移住・定住支援センターを設置いたしました。本町への移住・定住を希望する方の窓口機能として、住まいや仕事、地域との関わりなど、各種の支援を実施しております。移住・定住支援センター開設以来の実績といたしましては、これまで4年間で40組67名の方が本町へ移住しております。また、独自のついでで移住された方など、町で把握することが困難な方も相当数いるものと推測をいたしております。

次に、2点目の御質問ですが、空き家対策の取組状況ということですが、現在空き家対策といたしましては、空き家利用促進事業補助金、空き家バンク仲介手数料助成金及び空き家バンク登録奨励金を交付し、空き家の利用を促進しているところであります。これらの事業の実績といたしましては、平成30年度及び昨年度の2年間で空き家利用促進事業補助金及び空き家バンク仲介手数料助成金がそれぞれ4件、空き家バンク登録奨励金が7件となっており、現在の空き家バンク登録件数は10件ということになっております。さらに、今年度は新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して、空き家を改修した定住促進住宅の整備も進め

ているところであります。

最後に、3点目の質問ですが、限界集落的地区へのベーシックインカムを導入についてであります。ベーシックインカムは、全ての国民に対する無条件の現金支給であります。貧困対策や少子化対策では効果があるとされる一方で、財源の確保が最大の課題と言われております。議員の御提案につきましては、移住者に現金を支給することで限界集落等の担い手になっていただくことを目的にしたものと推測をしているところであります。少子高齢化の現状に鑑みれば、財政的な負担が増加するばかりで、移住・定住を促進するために住民がこれまで以上の負担を強いられることにもなりかねないという問題がありますから、実施は困難だというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 移住・定住実績ということで、これまで67名、そういう答弁ありました。

そこで、これまでこの4年で支援センター窓口はじめ、どれぐらいのお金がかかったのか、もしお分かりだったら伺いたいと思います。

同じく、空き家の補助金なんです。4件と7件、10件ということなんです。これまで累積で、お分かりでしたら、幾らぐらいの予算というか、お金がかかったのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） すみません、ちょっと手元に金額の資料を今持ち合わせていないんですけれども、令和2年度でしたら、今1,940万という予算になっていまして、それよりも少し少なかったかと思っておりますので、それを4倍にすると大体7,000とかぐらいのかなというふうに思っていますが、ちょっと詳しくはまた、この場終わった後に下で聞いていただいても構いませんので、お願いします。

○議長（三浦清人君） 空き家のほうは。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） あら、もう一件の空き家。

○議長（三浦清人君） だから、もう一回語って。

○9番（今野雄紀君） はい、もう一回。

空き家の補助金というか、これまでどれぐらい投入して10件を見つけたのか、そのところお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） すみません、空き家を見つけるのに補助金を投入

しているわけではなくて、空き家バンク自体に登録いただいた方が改修するときに補助金とか出しているということです。

○議長（三浦清人君） 終わりですか。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そうすると、補助金10件で幾ら支払われたのか伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 大変申し訳ございません。ちょっと手元に資料持ち合せてございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 分かりました。そこで、この数字をもってベーシックインカムのお話に続けていこうと思ったんですが、数字がないということなので、それを頼りにできないので。

取りあえず、移住センターでこれまで7,000万ぐらいかかって67名、1人当たり約100万ぐらいと想定されるわけなんですけれども、町内における空き家はじめ、移住を考える場合に、やはりピンポイントでどこか地区を限定して、何ていうんですか、募集といたらおかしいですけれども、移住・定住をお願いしたほうがより効果的でないかと思うんですけれども、その点伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 確かにピンポイントで地区を絞ってというのも一つあるかと思います。ただ、どこに絞るのかとか、そういったところも検討していかなければいけないのかなというふうには思っているんですけれども、今現状、移住センターのほうで前年比較とかやっているんですけれども、そういう面でいくと、コロナ禍の状況もあるのかもしれませんが、問合せ件数だとか、問合せしてきた人数だとかというのは、対前年を大きく上回っている状況になっています。さらに、問合せしてきている方の年代も大分若くなっていて、特に20代、30代という割合が大分増えてきております。それに併せて、仕事の問合せというのも増えてきているんですけれども、そういった住む場所もちろんなんですけれども、その地域に住んで、さらに仕事がしっかりあるのかということも必要になってきますので、そこら辺、併せてちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 問合せが多いということなんですけれども、町として、移住・定住してほしいという、こういった状況の方たちに移住を望んでいるというか、そのところをもしターゲット絞ってしましたら伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 移住してくる方、ちょっとこちらのほうで選ぶことはできませんので、ただ、ターゲットという意味でいくと、それを絞って何かやっているわけではないんですけれども、こちらのほうとしては、やはり若い世代の方に来ていただいたほうがいいと思ってはいますので、今、先ほど申したように、年代が大分20代、30代というのが問合せが多くなってきていますので、この傾向が続けばいいなというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） やはりこの移住・定住を推進していく上では、それなりにターゲット絞っていったほうがより効果が出るんじゃないかと思います。

そこで伺いたいのは、私、昨今1冊の本を目にすることがありました。『「山奥ニート」やっています。』、皆さん御存じかどうか分からないですけれども、そういった本。腰巻には、家賃ゼロ円、リモートひきこもり、限界集落、嫌なことせず1万8,000円月額で暮らす方法。そういったことで目を通したら、やはりこういったことを参考に、例えばなんですけれども、地区を言っているのかどうか分かんないんですが、大上坊の奥のほうとか、弘川のほうとかを限定して、ある程度募集なり、何ていうんですか、地区を取りあえず限定して移住・定住促進するのもいいかと思うんですが、そういった考えができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 御提案としてはお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それで、ベーシックインカムの導入には財源が必要だということなんですけれども、そういった財源は、例えばなんですけれども、どういったところからもふるさと納税、いろんなあれがあるんでしょうが、確保する見通しが立てられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっとお聞きしますけれども、このベーシックインカムで現金を配付するというのは、移住・定住した方だけということの想定なんですか。

○議長（三浦清人君） 確認のための反問権といたします。許可をいたします。

○9番（今野雄紀君） 移住・定住、地区限定で、例えば、限界集落をずっと保持するというか、

そういう目的ですので、そこに対する、例えば、今、協力隊員いますけれども、そういった形みたいなので対応できないのかという、そういうことですので、答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう趣旨でしたら、ベーシックインカムという言葉は使わない方がいい。そういう趣旨でベーシックインカムというふうな言葉があるわけでもありません。ベーシックインカムというのは、全ての方々に一定の金額をもう配付をするということです。一定の地域だけにそれをお配りするというのはベーシックインカムとは私は言わないと思います。ある意味、そういうのはこじつけでそういう言い方をするかもしれませんが、具体的に、町内の方々に、例えば、ある1か所の地域だけにお住まいの方だけにお金を配付するといったときに、町内の他地域の皆さん方が不公平と思わないですか。これ絶対成功しません。どういう趣旨でそういうお話しして、私の受け止め方が違うんでしたらばもう一度説明をしていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） これ、反論なるような。反論されないような質問してください。

9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長、勘違いなさっていると思います。その地区の方全員じゃなくて、移住した方にそのインカムを支払って、そうしたら地区の役というか、何らかんらのこと、そういう意味でしたので、多分町長はその地区全員にあれするという、そういう勘違いじゃなかったでしたっけ。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 勘違いしなくても、それはあり得ないと思います。いわゆる財源、例えば、先ほどふるさと納税でというお話ししておりましたが、あれは町内の全町民に対してこういうふうにお使いくださいねと頂いているふるさと納税。それを、移住の方だけにお配りするというのは町民の理解を得られない。

○議長（三浦清人君） 残り8分。今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ベーシックインカムに関しても、町長の今の認識と私、昨今、この頃ずっとベーシックインカムに注目してしまっていて、そこ食い違いあるようなので、移住・定住の政策について、そしてピンポイントでの定住ということも大切じゃないということをお伝えして、2件目を終わらせていただきます。

次、3件目なんですけれども、復興工事の残土について伺いたいと思います。

工事完了後における推定残土の量はあるのか、ないのか。あれば、量はどれぐらいなのか。

もう一点、例えばなんですけれども、その残土を有効活用する方策等は考えられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 残り7分です。

3件目の御質問です。復興工事の残土についてお答えをしますが、1点目の御質問、工事完了後における推定残土の量についてですが、本町におきましては、御承知のように、高台の団地造成工事等で発生した土砂を海岸部の防潮堤建設工事等で利用するという方針の下に、漁港付近の町有地に加え、民地を借用してその土砂を仮置きしているところであります。11月の末時点の仮置き土砂は約24万立米、このうち防潮堤工事等で利用する土砂は約17万7,000立米で、約6万3,000立米が残る見込みであります。今後は、防潮堤工事の完了に合わせて順次借用している土地を地権者の皆さんにお返しをしていきたいというふうに思います。

次に、2点目の御質問、残土の有効活用についてであります。これまでも申し上げてきましたように、防災集団移転促進事業により買い取った移転元地については、その対象が現に居住のように供されていた宅地に限定されていることから、町有地と私有地がモザイク状に点在する形となって、かつ、町有地を集約する手法もないことから、その利活用が困難な状況であります。この状況については折立地区においても同様でありまして、残土の運搬費や整備費など経済性も含め、新たな事業を実施することは困難と言わざるを得ないということになります。このようなことから、現時点で具体的な利用計画のない6万3,000立米の土砂については、旧清水小学校跡地及び旧戸倉小学校跡地に集積し、適切に管理することとして、しかるべきときに有効活用したいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 残土については約6万立米残るといふ、そういう答弁でした。そして、再利用するまで清水小、戸倉小跡に集めておく、そういう答弁がありました。

そこで、その有効活用なんですけれども、例えばなんですけれども、戸倉地区に、この質問の要旨にもあったんですけれども、例えば、パークゴルフ場のようなものを、平たんなゴルフ場じゃなくて、山あり谷ありではないんですけれども、ある程度起伏つけたようなやつで活用して、そのときに、町長、先ほど答弁あったモザイク状の土地を集約することが必要だといふ、そういう答弁ありましたが、あえて集約せず、そのまま借用なりなんなりで使っていって、その後、国等に働きかけて買取りの政策といふか、そういったやつをアピールしていく必要

もあるんじゃないかと思いますが、そのところを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それは不可能です。基本的に、もうこれ復興の財源を使わなきゃいけないんですが、もう既に復興のこういったハード面に対しての財源の手当てということについてはもう既に終了ということになりますので、決してアイデアとして悪いわけではございませんが、現実的には不可能だと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは、再度伺いたいんですけれども、そのモザイク状の土地を今後町長どのような形で集約化する、そういう方策、もしお持ちでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども答弁したように、これを集約する手だてがないんです。これはずっとこの震災後、復興庁にずっとお話をしてまいりましたが、残念ながらこの問題については解消には至っていないということです。したがって、モザイク状で残った民地については、それはそのままそれを残すということしか現在としては考えられないということでもあります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長、そのような答弁なんですけれども、復興から10年して、その後の何か復興事業ではないんですけれども、残務整理みたいな感じの事業等も出てくると思うんですけれども、そういった折には、声高というんですか、どんどん、何ていうんですか、そのまま大変だという、そういう県、国への働きかけは必要だと思うんですけれども、そのところ今後どのようにしていくのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これからではないんです。これまでもやってきた。現在も引き続きこの問題についての取扱いということについては、復興庁にずっとこれまでと同じように継続してお願いをしている、要望しているというところでもあります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） このことに関しては、うちのほうの町だけでなく、県内全域、もしくは、海沿いの東北4県、5県ですか、そういった、何ていうんですか、要望する会のようなものは現在存在しているのかどうか伺っておきたいと思います。

- 議長（三浦清人君） 町長。
- 町長（佐藤 仁君） 以前からあります。大規模被災地5市町会議というのがありますので、そちらのほう窓口といたしますか、組織としてはあると。
- 議長（三浦清人君） 今野雄紀君。
- 9番（今野雄紀君） その会において、具体のこの要望というんですか、何ていうの、そういったことは行われているのかどうかだけ確認させていただきます。
- 議長（三浦清人君） 企画課長。
- 企画課長（及川 明君） 今回の質問のテーマである、民地の集約、いわゆる区画整理事業であれば換地の手法については、沿岸5市町会議での共通の課題であるということで、これまでも直接国のほうに出向いて要望活動も行っております。
- 議長（三浦清人君） 以上で今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、菅原辰雄君。質問件名、1、バイオマス産業都市構想について。2、町水道施設の老朽化対策について。以上2件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇発言を許します。12番菅原辰雄君。

〔12番 菅原辰雄君 登壇〕

- 12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

町長に、バイオマス産業都市構想について伺うものであります。

東日本大震災から間もなく10年の節目を迎えますが、震災に続き、新型コロナウイルスが世界中を襲い、医療や経済活動など大変な状況下にあることは御承知のとおりでございます。国内でも連日感染者数の動向や医療機関の実情報道などがトップを占めております。幸いにして、当町では感染者は出ておりませんが、このことは感染予防対策が大切であるとの認識の下、一人一人の努力の賜物であると考えております。そのような中でも、復旧復興事業もほぼ順調に進み、復旧工事も防潮堤や漁港施設関連がラストスパートの段階であり、計画どおりの完了をと願うものであります。

さて、平成25年に作成されたバイオマス産業都市構想については、以前にも聞いておりますが、それ以降について次の点を伺うものであります。

計画の達成状況について。

ペレット事業の出口対策について、今後の展望について。

エコタウンとしての取組を体験し、学べる環境づくりは十分かについて伺うものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員の1件目の御質問、バイオマス産業都市構想についてお答えをさせていただきます。

1点目ですが、計画の達成状況ということです。本町のバイオマス産業都市構想につきましては、バイオガス事業と木質ペレット事業の2つが計画をされております。このうちバイオガス事業につきましては、平成27年度より稼働し、稼働から5年目となる昨年度につきましては、生ごみ処理量が337トン、計画処理量に対して26%の処理実績となっており、また、し尿浄化槽汚泥の処理量については1,449トン、計画処理に対しては57%の処理実績となっております。また、木質ペレット事業につきましては、事業化に意欲を示す民間事業者の取組を後押しするため、今年度木質バイオマス推進事業費補助金を当該事業者に交付し、域内残材の集積実証やこれを踏まえたコストの試算、事業規模等事業性評価を実施をしております。今年度内にその方向性が取りまとめられるということになっております。

次に、2点目の御質問、ペレット事業に係る出口対策についてであります。木質ペレット事業における最大の課題は出口確保であります。町といたしましては、バイオマス産業都市構想の理念に基づき、復旧する公共施設に積極的にペレットボイラーやペレットストーブを設置してきたところでありますが、大きな出口線確保には至っておらず、また今後もこの状況が大幅に変化することが困難と感じております。このことから、事業化に当たっては、まずは現在の需要に答え得る規模での事業開始が現実的であるという一方、木質ペレット事業の目的はペレット製造ではなく、林地残材等の循環利用であることから、まき利用など、ペレット以外の利用方法も検討する必要があると考えております。

最後に、3点目の御質問、体験、学べる環境づくりについてであります。南三陸B I Oでは、職員が小中学生や高校生を対象に出前講座を実施しているほか、民間事業者が企業研修等の場としても活用しております。当該施設にはこれまでで延べ3,000名を超える方々が視察に訪れており、町内外を問わず、環境学習の場として活用されているものと認識しております。環境学習につきましては、バイオマス産業都市構想に加え、A S C ・ F S C の国際認証、ラムサール条約湿地登録を一つのパッケージとして、官と民の連携により推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今いろいろ御答弁いただきました。

B I O関係、生ごみというか、その件については以前伺っておりますので、今回は特に、こ

こにもありますように、ペレット関係、木質ペレット関係について伺っていきたいと思います。

以前にも質問した際には、当年度事業費を出したということでもあります。今、町長にも、その点についていろいろな民間事業者に補助金を出して、今、実証試験をやっているということでございます。年度内に報告があるということでございますけれども、やっぱり私はこのペレット製造事業、これを何とか推して行ってほしい。先ほど答弁にもありましたように、林地材、以前にもお話ししましたが、分収林の伐採後も、これまでは必要部分だけ持ち帰ってきて、そのまんま放置しておったんですが、いろいろ環境とか、治山治水、その関係機関もよくないということで、今回はかなり細々としたものまで撤去する、様々なものを撤去するというあれをいただいて、様々ってどの辺まで様々というのやって、そういう質問をした経緯もございますけれども、そういうことでやってれば、ペレット、あるいは、先ほど町長おっしゃいましたように、まきとしての木材の利用、これはずっと推し進めて行ってほしいと思うところであります。

この町の需要・供給体制を考えたときに、以前は1,000トンとか、それで一応ペレットです、使用量、800トンか。この前はやっぱり使用量が1,400トンになんないとペイしないと、そういうあれがありましたけれども、今、出口対策でもいろいろ考えて、これより、今のところこういう方向性が見えないということで私解釈しましたけれども、そういうことで、今回の例えば、この事業者、意欲のある事業者で、これはまだ事業者は実証段階ですからけれども、町としてはどのような、例えば、もうちょっとペレットを使用するようなあれをして、いい環境をつくって事業者にそういうことをやってほしいという思いなのか、その辺伺います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに以前お話ししておりましたのは、1つには、出口をどうするかということで、その中で採算ベースを乗せるということになれば、年間1,200トン前後の生産ということでいろいろ考えておりましたが、現実問題として、なかなかそこまでいくのは厳しいということがございました。そういったことを踏まえながらこれまでいろいろ実証ということでやってまいりましたので、内容等について詳細は企画課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） ペレットにつきましては、議員のほうからも数値出ましたが、これ

まで事業化として、大型といいますか、大規模モデルとして、どこが採算ベースに合うのかという検討を行ってきたところ、現在の価格上、1,400トンぐらいの製造を年間行わないと事業的には厳しいんじゃないかといったような計画が出されておりました。

一方で、出口の部分になりますと、現状300トン弱という中で事業は成り立つのかというと、当然その300トンだけでは成り立たないということもございますので、もう少し原点に戻りまして、林地残材をいかに活用するかという部分を目的に今回逆に小規模なモデルの事業として成り立つかどうかというのを検証していただいているというものです。その中には、当然ペレットだけじゃなくて、まきあるいはチップだったり、そういった部分の営業科目を追加しながら、いかに山から安価に残材を出せるのかとか、そういったトータルで小規模モデルとして成り立つことができるかどうかという調査を現在民間事業者のほうで行っているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 大規模だと2,400トンの販路がないとできない、ペイしないということでございます。今回はあくまでも林地残材処理ということでの取組みたいですけれども、いろんなことありますが、町の総面積の77%が森林を占めていると、こういう状況であります。大きな問題、課題解決としては、林地材のその片づけだけでは環境とかいろんな面で成り立たないのかなと思うので、もうちょっと間口を広げて、今言った77%を占める森林の広葉樹が随分多いんですけれども、その辺も含めた利活用についてもちょっと考えていってほしいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 12時に過ぎましたので、ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番後藤清喜君が退席しております。

それでは、一般質問を続行いたします。答弁からか。企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、午前中の質問の広葉樹の利用についてということですが、今回当町で木質ペレットの事業化検討をしている中におきましては、いわゆる杉を中心としたペレットについて検討しています。今回につきましては、まきの生産なども合

わせて複合的にやってはどうかという。それで事業として、全体の事業としての有効性を確認するというのでございますので、ただ、杉を伐採する際とか、生産する際、どうしても広葉樹なども近くに確かにございます。作業道開設するためには、よく広葉樹を切って、そのままそこに置いて作業するということがありますので、資源の循環ということを考えると、その広葉樹をまき生産という形の中に取り込むことの計画を立てているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 林地残材の利用ということに関しましては、今、企画課長がお話ししたように、昨年度からペレットストーブ以外にまきストーブというふうなことで、町として補助事業を活用しているところでございますけれども、大きな意味で、広葉樹に関しましては、近年コロナの関係もあって外材がきてないということで、広葉樹の認証材ということで国内のフローリング等、かなり需要は高まっているということもございますので、今後、そのF S C認証というふうな部分に関しましては、広葉樹も検討の中に入れて町として推進していくというふうな形でございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 午前中、まだペレットストーブのあれが実証実験、そんな中にもかかわらず、私はこういうふうな資源として活用すれば、特に広葉樹は伐期30年ぐらいで循環するんで、資源とすれば無限にある、そういう意味で言ったのに対して、こういう懇切丁寧な答弁をいただいたということは誠にありがたいと感謝をするところであります。

そんなことで、いろいろ言ってきました。やる気のある人が取りあえずやれる範囲で、町の使用状況を見ながらでも、そんなことで多分やっていくのかなと思うんですけれども、ぜひ、私はこれまで話した経緯からして、やってほしい、資源として、最初に課長言ったように、林地残材、それはもちろんですけれども、そうじゃなくて、もうちょっと広げるようなあれでもって、ペレット製造をしてほしい。ただ製造しろって言ったってはけ口がないと駄目なので、これは2番目の出口になりますけれども、使用ということに関して私は若干提案させていただきたいと思います。

そういう木材あるいはペレットを利用して温浴施設、温浴施設というと皆さんスーパー銭湯みたいに、仙台とかあちらにある大型施設を多分イメージすると思うんですけれども、そういうのじゃなくて、町に合ったような形でそういう施設整備も出口対策必要かなと、そんなふうに思いますけれども、そういう温浴関係施設整備ということについてはどういうふうな

お考えを持ちますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来も温浴といいますか、温泉施設というふうな御質問をいただいた経緯がありまして、その際にも町として直接関わるということについてはないとお話をしていますが、民間の方々がどういう形の中でそういった取組をしてもらえるのかという期待感はある一方で、どれほどの、菅原議員が大規模じゃなくて、そうでなくてというお話がどれぐらいの規模か、もうちょっと想定できておりませんが、基本的にそういった温浴施設等については、ある意味、民間企業という形の中での主導で展開をするということの中で、それでいわゆるペレットを使うということであれば、それはこちらのほうからも提供するということは考えますけれども、現時点としてそういった具体案がない中で、どうなんだろうということについての私としての考え方というものについては、申し上げる段階ではないのかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、突然の提案で、もうそれは至極当然の答弁かと思います。出口対策として、やっぱり町としても直接関わりは持たないにしても、そういう案もあるんだよということではいろんな、この辺、商工観光課あたりでいろんな企業さんとか、今、菅総理大臣なんて特に脱炭素、これ叫ばれています。化石燃料に頼らない方向ということで今時代に沿った形で、大体が震災後の、このバイオマス産業都市というのは、きっかけは震災後のいろんなことで対応しようとしてこういうふうに目を向けてやってきたと。これはもちろん町が主体になって、JAさんとか、いろんなことでもう民間企業を取り込んでやっているということは重々承知でございますけれども、その延長線も含めまして、やっぱり今回、私言いましたように、ペレット製造するに当たって、山林の荒廃を防ぐとか、様々な効果ある。活用方法によっては無限大だと、循環していくので。これを、昔はそういうのを、まきとか、炭とか、いろんなことで活用して、昔は地域住民、町、その他にとっては宝の山と言っても過言じゃなかったと思います。ただ、近年、生活様式の変化によりそれが活用されていない。これを機会に、今回の脱炭素はいろんなこと、これを機会にそちらに目を向けて、昔の宝の山再生みたいな感じでもっていくといろんなことで、雇用から様々なことで効果があると思うので、その第一歩として町は、町が直接運営とかそんなことじゃないんだけど、そういうのを政策の一つとして考えて進んでいくのも一つかと思うんですけれども、町長、再度お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当にお話のように、昔は山を持つのは夢みたいなところもありまして、そういう時代もありましたけれども、今、残念ながら放置をされている森林が随分町内でも見受けられますが、そういった中であって、とはいえ、やっぱり山というのは町にとって大きな財産でありますので、そういう観点から考えた際に、今、菅原議員がおっしゃるようなそういうふうな取組ということについても、これはもう必要な部分だというふうな十分認識をしておりますので、いずれ町としてもいろんな啓蒙活動含めて、その辺の取組方はしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろんな啓蒙活動、今、具体的にペレットを製造しようか、しまいかという、そういう方がいるんで、出口対策としてもうちちょっと町としても、いろんなことで企業さんを回って、可能性を含めて、調査を含めてやっていくという、そういう姿勢があってしかなるべきだと私は考えるものですけども、町長、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 困ったときには、総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 山からそういったものを集めてくるコストとか、そういったものの検証から今始まっているところなんですけれども、町長申し上げましたように、やっぱり民間の技術や活力というものをうまく取り込むことによって、町の新しいステージができる可能性というのはやはりあり得るんだろうと思っておりますので、議員おっしゃるように、そういう環境への影響や、あるいは様々な面でのバイオマスを活用することの効果という部分をうまく生かしていけるような努力というのは、今後も続けていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 現実問題として、町で木質バイオマスで進んできたのが、今、出口対策で大変なときに、私に言わせれば随分のんきなこと言っているんだなど、そんなふうに思います。震災後、特にこういうふうなことで理念、目的を持って始まってきて、今、民間事業者がやるか、やらないかって悩んでいるときに、もうちょっと、町がやれと言っていない。町も方向性を、このバイオマス産業都市構想の理念とか、それに従ったら、今のみたいな答弁って、私はちょっと逃げ腰というか、それになってくるんじゃないのかなと。取りあえず、やるって今言いません。私はそういう方向性を持って進んではということで政策面での提案なんですけど、そこで、そういう及び腰だとなかなか進めないというか、何だろうな、これだ

け大々的にバイオマス産業都市構想が国の認可を受けて進んできたのが、今この状況になってそういうあれではいかがか、私個人的にです、皆さんからすればそれは至極当然というかもわかりませんが、私民間人として考えたときに、もうちょっと努力、そういう姿勢が必要だと、そういうふうに強く感じますけれども、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 26年の4月にバイオマスの産業都市認定をいただいた。その頃には、今、菅原議員が言うように、非常に夢もあって、それから可能性も含めて、いろいろ我々も取り組んできて、今、そのちょっと後ろ向き、あるいは、腰をちょっと引いているんじゃないかということは、実は、この5年、6年とこの問題に向き合ってきたときに、様々な大きな課題がいろいろぶち当たってまいりました。したがって、そのハードルを越えるということについて、いろいろ頭を悩ませてきたんです。それが、菅原議員から言わせれば、何だ、もう少し積極的にと言いますが、その積極的にということに踏み出すのにどういう切り口でやったらいいんだということが、非常に多岐にわたる非常な課題が見えたということもございまして、何もやらないとか、そういうことの問題ではなくて、やろうと思ってやってきたら様々な課題がいろいろ見つかったということなんです。ですから、その難しさというのを我々担当を含めてそこで実感をしている。ですから、お話の中で腰引いたようなお話に聞こえるかもしれませんが、決して姿勢といいますか、目指すべき方向性が別に変わっているわけでも何でもなくて、ただ、現実それをどう具現化するかといったときの課題といいますか、何回も言いますが、課題というのがもう大きく見えてきたということが、今答弁しているような内容につながっているというふうに受け止めていただければと思います。ですから、これをどうクリアするかということが今我々としては今取り組むべき大きなところかなというふうに認識はしているのでございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） バイオマス産業都市構想につきましては、当時、私も関わっておりましたのでちょっとお話しさせていただきますけれども、町として何か及び腰ではないかというふうな御発言がございましたけれども、当時、出口対策ということで、この木質バイオマスを進めようということで、私も含めて、町内の民間の有志も含めて、町内の事業所を全て回りました。その結果、現在ペレットストーブの導入というのが66か67の企業、家庭に今現在あるというふうなところでございます。残念ながら、住宅供給も低調になっておりまして、今年度は今までペレットストーブの導入の申請というのは1件もないんですけれ

ども、まきストーブが最近伸びてきたというふうなことはあるんですけども、そういった中で、なかなか今、町長お話ししたように、費用対効果というふうな部分もそうですけれども、いろんな事業化するに当たっての壁というふうなこともございます。引き続き、担当課としてもこういった資源循環の事業というふうな部分は、昨年できました森林経営管理法によって林業経営の集約化を行ったり、あとはその譲与税を、そういった財源を活用して、いろんな効率的な森林経営というふうな部分を含めて、こういった林地残材、ペレットの活用に資するような事業というふうな部分は、今後もしかすると明るい未来が見えるような形で町としても政策を進めていくというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長あるいは産振課長からお答えをいただきました。ペレット事業ということでペレットストーブ、補助を出して、六十六、七の企業、家庭、私は以前も、自分も試していいからみんなに勧めるんだよということで発言をした経緯もございます。ただ、町長、言えないのか分かんないですけども、私は想像はある程度できるんですけども、そういう課題があってなかなか進まない。だって、課題あればそれを乗り越えていくのが皆さんでしょう。壁があったからそこで立ち止まる、これじゃ駄目ですから。私は、中身ちょっと知っていて言うわけじゃないので、知らないからあえて言える面もあるかと思えますけれども、課題を克服してやっていく。だって、みんなあれでしょう、町をはじめ、町民皆さんが大震災に遭って大変な思いをして、これを乗り越えてきたんです。町長も一緒です。先人は明治の大津波から乗り越えてきた、チリ地震津波乗り越えてきたって、それやって今日があるんです。だったら、弱腰とか及び腰というところちょっと大変失礼かもわかりませんが、そういうことを言いながらやってきて今日があるので、今こういうことを資源として活用すればということで方策を今言っているときに、何かできない、できない、これだけは何かちょっと私としては、ああ、そうですか、じゃあ分かりましたというわけにはなかなかいかないんです。ただ、私も一応こう言って提案してきた以上は、やっぱりこういうのがあることによってこういう効果もあるよということ、私は述べさせていただきます。

コミュニティー銭湯、以前町内にも2つぐらい私は記憶しているけれども、銭湯さんありました。若干それより大きなような形でもってやって、あとはサロンのなものも持ってきて、町民皆さんが集って憩えるような立場、場所を造る。それをやって多くの人が集まるような施設、人が集まればいろんな食事とか何とかって、これ、以前も言いましたけれども、これは相乗的に出てくるんです。あとは、健康増進ということだと思いますと、南三陸町は国保の

人たちは受診率が何かかなり県平均よりずっと低いというようなことを聞いています。統計によりますれば、受診していて、そういうので病気とか発見された人は費用が30万ぐらいで平均的にかかる。ただ、そういうふうなことで、健診を受けていない人が病気発見された場合はもう倍ぐらいのあれが出る。県の何だかのホームページで見たんですけれども、そういう統計的なものもあるので、そういうサロンのところでそういう健診とか、いろんなことをやって健康増進とか、福祉向上、そういうふうな、つなげていけばずっと効果があると思うので、そういう意味を含めまして、何とか町のほうで、町でやれとは言っていないけれども、そういうふうなことでいろんな企業さんとか、そういう意識のある人たちに話を持って行って協力していただきながら進めていくべきだな、そういうふうな思いでおりますけれども、再度お願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長か。町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろ持論は頂戴いたしました。基本、我々としても出口戦略というのは一番大きいわけでございましたので、出口戦略の中で我々として考えられるところということで、商工観光課が中心になって温浴施設の誘致等含めていろいろやってまいりました。当然、ペレットを熱源ということをお話をさせていただきましたが、なかなかこの地域において、採算ベースということを考えればなかなか投資はできないというような、何件にも当たりましたけれども、結局そういうことなんです。

ですから、先ほど言いましたように、先ほど菅原議員いろいろこうだ、こうだといろいろ言いましたけれども、基本は事業化になって黒字化にならないと民間でも事業を受ける人いないんです。先ほどお話しありましたように、我々は町としてやるということについては特段考えてございません。民間でという形の中で、MMRという民間の組織の方々がこの問題についていろいろ実証も含めてやってまいりました。彼らでさえ、地域おこし協力隊の方もお入りになってやっているんですが、それでもなかなか難しいという、そういうお話をいただいておりますので、ただ単にやればいい、やれ、やれというだけでは、この事業は赤字になったときに誰も補填する人いませんので、基本はそれをやった方々が赤字を補填せざるを得ない。したがって、どうやったら黒字化になるかということがこの問題の一番のハードルだということをぜひ御理解いただきたいと。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） これは分かりました。いろいろ企業当たってもできなかった、駄目だ。そうなってくると大変なんですけれども、私はこれを一応核施設として、ペレット製造の施

設を造る。温浴施設もある。そこでもってきて、従来から言っているめぐるステーションも、人も集まってくるような施設を。あとは、ペレット製造ということだと、やっぱり出口対策としてバイオマス発電、これも複合施設としてやっていければ、いろんなことでやっていけば採算ラインに乗っかるのかなと、そんなふうな考えを持っていました。先ほども言いましたように、2月でしたっけ、行財政の漏れバケツ対策、それにもいろいろ私も共感してきましたし、何もしないでいなければ、やっぱり電気とか、ガソリンとか、灯油とか、そういうのはみんなこの町で供給できないので、よそに行っちゃうので、その対策も含めてやってこれば、町長、民間でやればこれ赤字だからできないということもありますけれども、そういうのをトータルして考えていけばいいのかな。そうすればある程度の効果、効力はあるのかなと、そういう総合的に考えるところですけども、町長、いかがです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） お話聞いていて、立場の違いだというふうに思うんです。例えば、今、菅原議員がおっしゃるように、発電機を使ったらどうだ、何使ったらどうだ、かに使ったらどうだ、こんなことを我々はずっと考えました。行き着くところが、これで黒字になるのかという話なんです。ならないんです。民間の方々に赤字を承知の上でやってくださいと言えないし、受ける企業もございません、基本的には。そういう問題の、ただ単にあれもある、これもある、あれもこれも、それはもうそんなことは我々もずっとやってまいりました。それをずっとトータルでどうやって実現するのってなったときに、こういう事業をじゃあどこが請け負って、どうやってやるんだっていう、その現実に請け負う企業が現実にはない、難しいという、そういう結論に至ってきていて、それで、我々はじゃあ次の展開どうしようかと言っているの、できれば菅原議員もいろいろその辺の知見はあるようでございますので、ぜひそういった、こうすれば何とか黒字になって展開していける事業がやれるよというような、そういったサジェスション、いわゆる御指導等含めていただければ、我々も大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 町長、今答弁いただいたので、いろんな方策を考えた。ただ、木質の発電は気仙沼さんにもあります。至るところであります。よそさんがやっていて、南三陸町はどれぐらいのあれでもって計算して駄目だという、そういうふうな判断をしたか分からないですけども、気仙沼市さんには民間というか、そういう発電は3か所ぐらい、気仙沼市さんあるようでございます。ただ、行ってつぶさに調べたわけじゃないんですけども、よそ

でいろんなことやっているのが、南三陸町で入り口のところで止まっている、これってどう
なんでしょう。その辺の皆さんどういふふうな観点で、どういふ対応をして、そういう結論
に至ったのかって、ちょっとお聞かせください。もう終わったよ。どうぞ。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今、木質……バイオマスでの発電の御質問ですけれども、私も気仙
沼で1か所大きいところをやっている、立ち上げのタイミングから関心を持って見ていたんで
すけれども、計画から大分遅れてスタートしたように思っています。というのは、やはり十
分な燃料が調達できる仕組みをつくるというのがまず一つ大きい問題としてあるようです。

それから、長い目でずっとこれをやっていこうとすると、既存の、何ですか、通常出てくる
廃材とか、そういったものの量だけでは計算上不足すると。そうすると、発電のために相当
量切り出しをしなくてはいけないというようなことがあって、長い目で生産性ということ
を考えますと、この地域全体的に、例えば、気仙沼本吉地域とか、そういう広域の中では採
算といたしますか、物量的には間に合うかもしれませんが、単純に南三陸町だけでやっ
ていくと、それが不足する計算が出てきたものですから、慎重にそこは検討しているところ
であります。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、総務課長、原料として廃材。廃材だけでは、私は最初に言ったよう
に、いろんなことで広げて、そうすると運ぶとか、あれというのがなかなか大変だというこ
とありますけれども、個人所有の山とか、そういうのもあるので、これは多分気仙沼市さん
もやっていると思うんですけれども、個人のあれが、例えば、枝っこ切ったとか、いろんな
ことで出たからって軽トラで1台持ってきて3,000円だ、5,000円だとか、そんなことの仕組
みをつくっていけば、それだけでは足りないのはもちろんです。もちろん、いろんな森林組
合さんとか、そんなことでいろんなことで協定結んでやっていって、あるいは、あとはそう
いう廃材、廃材を主に考えたら到底行き詰るのは当然かなと、そんなふうに思います。

総合的に考えて、だから、町長、先ほど言いましたように、私は立場が違うのは当然ですけ
れども、すみません、私としては、数字としてもあるとしても見えていないので、町の動き
は、改めてこういう機会でもって、町ではこういう取組をやったんですけれども結果的に駄
目なんですよということを今聞いているのであれですけれども、そういう動き、あるいは、
昨日の一般質問の中でも、同僚議員があそこの中橋の照明どうのこうのってありましたけれ
ども、全部よそこに依存しているんです。バイオマス産業都市構想を掲げた町がそれでいいの

かいと。役場だってある程度の電源は太陽光でやっている、いろんな地熱の利用とかあるんですけども、それをもっとやって、太陽光と合わせたそういうのでできる方向をちょっと考えてほしいんです。そう言えば町長は何て言うか、ちょっと想像はある程度つきますけれども、ただ、そういう総合的なことやってみて、やってというか、机上でも調整をして、それで結果的に駄目だったんだよという、それが目に見えて私が分かれば、ああ、なんだそうか、じゃあこの次こういう展開もあるんじゃないのかなということでもできると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） だから、さっきから私言っているように、いろいろ菅原議員、知見があるようですので、我々はこのスタッフでこれまで考えてきて、採算を取るということについては非常に難しいということを再三言っているんです。ですから、菅原議員があればこれもお話ししていますので、ぜひその菅原議員の持っている知恵を我々のほうに拝借をしたいと。それで具現化を目指す。何も立場が違ふと私言いましたけれども、結果目指す方向は町の本質をどう使うんだということの方向性ですので、これは執行部も議員も全く関係ない。ですから、どうぞ菅原議員がいろいろお話しになっている部分を我々のほうにもいろいろお話をいただいて、そこの中で目指す方向に向かって一緒に歩くというのが、これがやっぱりお互いの立場を越えてやれるということだと思いますので、ぜひぜひ、菅原議員にはそういった持っている知恵を我々にお示しをいただきたいということで、再三お願いしているので、どうぞ今後よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私は政策的なことと言っているんで、いろいろどれぐらいこうやればペイするかと、そこまではやっていなかったんで、もちろんコンサルタントじゃないからそこまではできないんですけども、ある意味、政策としてこうかなということで提案申しあげましたけれども、いろんな今まで町としても動かないわけじゃないんだ、いろいろやっただけでも結果的に採算が取れないんだと。ただ、しつこいんですけども、今、当時の状況とまた変わってきて、菅総理大臣の脱炭素とかいろんなことでやってきているので、いろんなこれまでなかった制度とかもこれからも出てくる可能性もあるんです。多分出ます、これは。だから、そういうのを活用していくために、私は一入谷の老人ですのでそんな知恵もありませんけれども、いろいろ町のためにお互いに知恵を出し合っていくという、これは至極当然のことですので、そういう方向でいきたいと思ひますけれども、町長、だから、神頼

み、他人頼みじゃないですけども、こういう方向で絶対またこういうふうなことで追い風が吹きますけれども、その、これで駄目じゃなくて、いつも扉を開けてアンテナを高くして、いろいろ情報収集とかやって、前向きで地域の山、資源を宝として活用していったほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでもそういうふうな取組してきているわけですので、これからもそういった取組についてはしっかりやっていくということに変わりはないんで、ただ、問題は、ぶつかっているハードルにどうちょっと越えるかということで頭を悩ませているということだけでございますので、ここはひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。これで私の1点目を終了させていただきます。

続いて、町水道の老朽化対策についてお伺いいたします。

被災しなかった内陸部で町水道送水管による事故が多発しているが、現状をどう捉え、どう対応していくのか伺うものであります。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目です。

水道施設の老朽化対策ということですが、水道事業における町内の水道管は、全体で約233キロメートルあります。このうち布設から40年以上経過した老朽管が約36キロメートルとなっている状況であります。

御指摘にあります水道管漏水件数といたしましては、過去3年間で131件、令和2年度においても上半期で21件となっております。地区別では、同じく過去3か年で、志津川地区で55件、戸倉地区で15件、入谷地区で15件、歌津地区で46件となっております。水道管の漏水原因といたしましては、布設から相当の年数が経過し管路が劣化したこと、事業創設期における施工の進め方などが考えられます。塩化ビニール管やポリエチレン管などではこれらの影響を大きく受けることから、管路更新は重要な課題であるというふうに思っております。

また、現在建設改良は東日本大震災で津波被害を受けた沿岸部の管路、取水浄水施設を中心に復旧工事を実施をしております。このうち管路につきましては、昨年度までに69キロメートルを更新している状況にあります。しかしながら、町内にはいまだ多くの老朽管が残っております。このうち比較的口径が大きく耐震性に劣る石綿管が約12キロメートルとなっております。これらの多くは東日本大震災で被害が少なかった地域あるいは被害を免れた地

域に存在していることから、石綿管の更新についても同じく重要な課題ということになっております。

このような中にありまして、水道事業では老朽管更新事業を重要課題と位置づけておりまして、震災前より更新事業に取り組んでおりましたが、震災による災害復旧を最優先に実施をしていることから、更新事業を中断をしている状況にあります。災害復旧事業の完遂後には更新事業を再開をする計画としておりまして、このことにつきましては、今般策定をいたしました水道事業における中長期的な計画であります経営戦略の中において、老朽管更新事業の設計を令和3年度から着手をし、令和4年度から順次工事を実施していくこととしております。更新対象としては、重要な本管に該当する石綿管の更新を実施しつつ、漏水が懸念される内陸部の塩化ビニール管等についても並行して更新に取り組み、安心して安全な水道水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） キロ数にすれば随分長い距離がある。それでまた、更新していない距離もあるんだなど、そういうふうに思っています。それと、あとは老朽管、40年以上が36キロ、私も40年か50年はいろいろ私の住んでいる地域をはじめとして、あるんだなど、そんなふうに思っております。

私は、まさか漏水事故がこんなに多く発生している、ゆめゆめ思わなかったんです。多くの皆さんと同じで、水道は蛇口をひねると出る、そういう認識でいたので、今そういう志津川で55件、戸倉で15件、入谷15件、歌津46件、過去3年間で。入谷で結構、自分の住んでいるところであるので、いやいや、こんなに多くてどうするんだ、何でこれとと思っていました。ただ、町長先ほど言いましたように、これまでは津波で被害を受けたところの復旧事業が中心だから、これは致し方ないなと思っていましたのですが、今般こんなふうな形で質問しました。ところが、今般全員協議会でこういう説明があるというので、どの辺まで言ったらいいのか、そっちに残しておいたらいいのか、悩むところでありますけれども、3年度に計画して、次から、これって私どもにすれば、何だっけや、そんな思いですけれども、これより震災復旧、これは分かります。何でもっと早くこういう体制できなかつたのかと、そんなふうに思いますし、あとはやっぱりこういうことで町民皆さんからいろんな苦情とか、多々あったと思うんですけれども、その辺の声などあったらお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 確かに議員が感じられたとおり、多い件数が発生している

というところでありまして、町民に対しまして御迷惑をかけているというところでもあります。

まず、令和3年度から設計に入るという分につきましては、災害復旧の完遂が最優先というところでありまして、実はまだ多くの工事を実施している状況でありまして、3年度においてもその分については実施せざるを得ない。その上で設計からまず入るところにしております。

漏水発生によって、住民に対しまして迷惑かかっているというところではありますが、実は、局部的な発生の状態もありまして、全般に発生しているというところではありません。そして、規模につきましても様々でありまして、1件、2件影響を受けるようなものも漏水件数として上げている関係上、こういった多くの件数になっているというところでもあります。工事に当たりましては、使用されている皆様の水道を使用しない時間帯を多く狙って工事を実施するなど、最小限の影響にとどめているというところがございます。

○議長（三浦清人君） 14番後藤清喜君が着席しております。

菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いろいろ計画立てて、いろいろこれから工事をするというあれですけども、これは震災前から、また、直後も話していますけれども、入谷地域桜沢地区なんですけれども、あそこは398号線沿いに本管が通っていないので、コンビニさんがあるとか、今度震災後は住宅新築とかってかなり大変な思いした方がいるようなんです。以前、あそこにも本管を通してというお願いしたんですけども、当然ながら経費がかかってなかなか対応できないという答弁いただいていたんですけども、今度の計画の中で今後何十年を見据えた形で、そういうふうなことで本管布設は考えておりますでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 今回設計する部分につきましては、老朽管の布設替えを中心というところでありまして、新たな管路を伸ばすというところにつきましては、限定的にならざるを得ないというところでもあります。また、水道施設につきましては、管路ならず、老朽する施設もありますので、それらに対するケアとして管路での工事を実施することでやる箇所も実は出てくるわけですけども、そういったところにとどめておりますので、全面的に国道に水道管を入れるとか、そういったような事業を実施するものではございません。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今言ったそういうところ、必要性は認識していますよね。でも、今回の計画では対応しないということですか。じゃあ、これまでしないと書いていたら今回ぜひや

っていただきたい。すぐではなくとも、今後何年か計画、多分計画立てていくと思うので、いろんなことで、今ないからこれやらないじゃなくて、それはやっぱり長い目で見て、ぜひ計画に入れてやってほしいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 経年した管路の延長が40年以上経過したのも36キロあるというところでありますので、まずはその耐震性とか、そういったものに劣る管について重点的に実施することで安定した水道の供給というものをまずかなえる必要があるというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） それは分かります。それは分かります。でも、以前から、もう10年もなるんです。あれだったら万たび言わなきゃ駄目ということですか。こういうのは要望あるから対応してくれて。やっぱりそれは老朽管の布設替え、これは順繰りやっていくのは当然なんで、やっぱりその辺も必要性に応じて、今何とか間に合っているけれども、何かあったらまたその辺大変なんです。だから、そういうところにもやっぱり町民が等しくそういう恩恵を受けるべきあれでもって、権利まで言うとなかなか大変ですけども、やっぱりそういうふうなことで対応して行ってほしいなと思いますけれども、多分、水道事業所長がいいって言ったって、財政課長とかそっちが何だって言えば駄目なのか、その辺は分かんないですけども、そういうことだ、財政的なことも含めて責任ある方の答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 財政的に責任のある方。あなたですね。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 残念ながら水道事業につきましては私に責任もございまして、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

給水管の延長を延ばしてほしいというような、あるいは、配水管の延長を延ばして給水管を布設しやすいような場所まで延ばしてほしいというふうなお話のようにお受けいたしました。これまでも本管を布設する際には、一定程度の条件とか、そういったのがありまして、残念ながら1軒奥のほうに家があるんだけど、そこまで本管を引いてくれないかという分については、なかなかそれはかなえていない状況であります。ですから、一定程度の給水戸数、そういったものがありながら、本管を布設すべきというような判断ができるような状況になれば、それは実施するというところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 私が言っているのは、1軒が遠くにあるから、そういう話じゃないので、

その辺をずっと国道沿いにやればいろんなことで、今まで不便だった人だって、それ、布設替えするかもわからない、接続替えするかもわからない。そうしないと、多分今のところ出ていないと思うんですけども、こっちのうちに水道出したらこっちのうちに水圧が下がったとか、今、こういう時代でそういう生活があったら大変なんで、こうなくて、平等にいくのが当たり前だと私は認識しているので、今言ったような事例があるかどうかはわからないんですけども、そういうこともあったら大変なんで、やっぱりもうちょっと前向きに、これから給水量も多分下がってくるでしょう、人口が少なくなって。ただ、でも、延長距離は同じでいろんなことで費用はかかるんだろうから、ある意味、今回いい機会と思ってそういうのをやっていただきたい、そういうふうに思います。

あとは、こういうふうなことで40年以上が36キロですから、これって結構金かかるんで、後刻そういうのを説明もすると思うんですけども、大体何年計画ぐらいでやるおつもりでしょうか。それまでにこういう事故発生しないっていう保証どこにもないんで、万が一、夜断水になったらシャワー浴びている人だって、ある程度の時間は、何ていうのかな、配水ポンプ場まで行っているからいいけれども、長い時間とかは大変なんで、みんなが明るく楽しい生活を送れるように十分に留意してやっていただきたい。ただ、これだけの距離で今のところ何年計画ぐらいでやっていますか、お知らせください。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） やはり36キロの延長となりますと、5年、10年でできる距離ではないというのは正直なところですよ。ただ、これにつきましては、財源と、それからマンパワーが必要でありまして、そういったところを兼ね備えて取り組んでいくというところでもあります。経営戦略、後ほど御説明させていただきますが、取りあえず今災害復旧を終えた後に1億円の老朽管更新、そういった事業に充てていきたいというところでありまして、設計をこれから組んでいくわけでもあります。それにつきましては、今マンパワーが災害復旧に向けて行っておりますので、それが災害復旧終わった後に、派遣がいなくなった後にプロパーだけでどのぐらいできるかということも見ながら、実施する必要があるというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 幾ら未曾有の災害があったからとはいえ、この36キロするのに5年、10年以上かかる。驚きです。確かに水道事業、工事とかいろんなことで時間はかかるのは承知です。場所によっては、例えば、震災前は町内、45号線なら45号線片側通行にして、細く掘

って大変なのは分かりますけれども、これ以上早くやる方法はないんだね。できないものをやれって言ったってこれは無理でしょうから、できるだけ当たってほしい。あとは、いろんな塩ビ管とか、様々な管はあります。今ここでどこにどういう材質の管が何ぼあるというの、そういうのはお聞きしませんけれども、これはずっと布設替えしていく。

あとは、私のほう、入谷地区みたいなところは中継ポンプはいろいろありますよね、何台もこうやって。あの辺の機器の施設も多分老朽化していると思うんです。あとは建屋、それも大分古くなってきているので。以前、近くの人がポンプ場の敷地の草がなかなか除草が追いつかない。何だ、こいつ飲み水なのに、水は直接そこを通るんじゃないんだけれども、飲み水を扱うのにこういう環境でいいのかって怒られた議員もありますし、その方が直接水道事業所に電話したら、即来て除草はしたということでございますけれども、そういう上屋とか、ポンプ中継施設のそういうのは大丈夫なんでしょうか。今のところ、そういうので断水したというのは聞いていませんけれども、一応そういう送水管の漏水というのを聞いていますけれども、そういうのだって順次対応していくと思うんですけれども、今回それらも含めているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 今回設計の中には管路というところで3年度であります、施設、そのほかにもストックマネジメントというところで、各機械類、そういったところの更新のタイミングなどもこれから設計を入れていきたいというふうに考えております。水道施設につきましては衛生施設ということで、地域住民から御指摘いただくことのないよう管理してまいりたいと思いますし、そして、この災害復旧終わった後には、そういったところにも手を入れて実施していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） そういうふうなことで、機器類とか、そういうような設備は保守点検を怠らなくやっていただきたいと思います。

それで、あとは、例えば、事業所さんで、今、民間会社にある意味委託している部分もあるんですけれども、例えば、夜断水になった、突然断水になった、そういうとき、電話してちゃんと連絡がつくのか。それとも、漏水はやっぱりこっちで行っては分かんないんですか。あれ自動で検知できるとか、そんなことじゃなくて、いろいろ、私も何回か事業所のほうに、ここでこういうふうなことで漏水みたいなのあるからってということでお知らせした経緯があるんですけれども、そういうふうにならっているのか。はたまた、あるいは、その地域、

例えば、漏水が発生した。ここから先は断水になる。その戸数とか、例えば、施設とか、そういうのはそちらで把握しているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 漏水につきましては、水圧の低下などで住民のほうから問合せがあるというところで発覚するものもございますが、遠方監視で水系を監視しております。一定量以上に減っているであるとか、そういったところによって漏水が発生しているというところで電話が入る前にそういった場所を調査するとか、そういったところは実施しております。また、断水によって影響を受ける件数につきましても、工事実施する前にどこまで影響するかというところを確認しまして、大規模に断水が発生するような場合につきましては広報を通じて、小規模な場合につきましては戸別に回って、断水時間をお知らせの上、工事をするなどというふうなところをっております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ある意味、遠隔でも分かるというの分かりました。

それで、あとは、例えば、私のところで言えば、天神のバス停辺りのあれが駄目になったと。そうすると、上のほうは、上というか、上流のほうは駄目になりますよね。送水管がどのように入っているか、今はちょっと全部は記憶していませんけれども、以前は配水管の地図もらって調べたこともあるんですけども、そういうときに、こちらさんのほうで、例えば、ある宿泊施設があると。私は以前夜断水して、次の朝シャワー浴びようとしたら駄目だと言われて、どうなのって電話したんです。そうしたら対応がちょっと、ここで言うのもあれですけども、ついでだから言いますけれども、何か支障ありますかとか。逆に言うと、断水を分かっていたんだったら、分かっているんであれば、こういうことで断水しましたからこういう施設なんで何か支障ないですか、私はそういうふうな答えを期待したんですけども、それもなかなかないので電話したら、何か支障ありますかとか、そういうふうに言われたんで、どういうふうな認識というか、ここでなったらそちらのほう、戸数はともかく、そういう施設があるというんであれば、やっぱり大事だなと思って対応すべきじゃないのかなとずっと思っていたんですが、そういうの対応っていかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） 確かに、議員おっしゃられるとおり、生活用水だけではなくて、事業用水もあるというところに配慮しながらやるべきであるというところは認識しております。その断水の時間帯、そういったところに生産活動あるいは経済活動が入るという

ような場合につきましては、配慮すべきあるいは給水車等の配置など、そういったところも今後実施していくように心がけていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。老朽管の布設替えとか、いろんなことで計画を立ててやっていくそうなんです、5年、10年と言わずに、これもっと早く、そういう思いをする人があまり出ないよううちに対応していただきたいと思います。あるいは、先ほど言いましたように、そういう地区もあるので、そういう地区から要望があったら即対応するように、篤と希望して、一般質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

7番及川幸子君から、一般質問を行うに当たり、当局並びに議員に対し、自らが作成した資料を配付願いたい旨の申入れがありました。内容を確認したところ、2件目の質問の論点を明確化することにつながる内容と考えられることから、これを許可しております。職員をして資料を配付させます。

暫時休憩します。

午後2時21分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

通告7番、及川幸子君。質問件名、1、女川原発再稼働と海洋環境問題について。2、公営住宅使用料等の徴収事務に係る住宅供給公社への委託について。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番 及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） 7番及川幸子です。

議長の許可をいただきましたので、壇上より、女川原発再稼働と海洋環境問題について質問させていただきます。

11月9日、江陽グランドホテルにて、宮城県知事は、女川原発再稼働について県内の首長会議が開催されました。11日には、知事は、女川町長、石巻市長の三者会談で了承することで意見がまとまり、18日には東北電力に対して事前協議への回答、そして午後には経済産業大臣に対して了承の旨の御回答もされました。しかし、この問題については賛否両論あり、また、熟議とは言えるような審議が行われていないのが現実であります。

そこで、次のことについて質問させていただきます。

1点目、11月9日の市町村長会議の内容とUPZ圏内の首長としての考えをお伺いいたします。

2点目、知事の判断は県民の声を吸い上げていると思われるのでしょうか。また、県民投票の必要性をどのように考えているのかお伺いいたします。

3点目、福島原発被害、風評被害も含めてでございます。どのように受け止めているのかお伺いいたします。

4点目、登米市から保管依頼があった8,000ベクレル以上の稲わらが、震災後すぐから水界トンネルに保管経過されていますが、袋の劣化が危惧されます。どちらの町で対応するのでしょうか。また、汚染水が両町に流れる危険性がありますので、早急に対応しなければならないのでしょうか。

5点目、海水温の上昇により水産物不漁で漁民が苦慮しております。再稼働することで現在の水温より7度高い冷却水が放出されます。海水汚染を危惧すべきではないのでしょうか。

6点目、今後、当町ではこの問題にどのように向き合っていくべきでしょうか、お伺いいたします。

以上、登壇よりの質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の1件目の御質問になります。

女川原発再稼働と海洋環境問題についてお答えをさせていただきますが、質問の1点目です。市町村会議についてであります。市町村会議につきましては、女川原子力発電所2号機の再稼働に関し、村井知事が県内市町村長から意見を聞くこととして開催をされたものであります。これまでの経緯、経過の説明や市町村長のほうから意見などが示されました。本町におきましては、これまでに同じく、宮城県と立地自治体の判断を尊重する考えであり、何よりも住民の安全確保を最優先に取り組み、広域避難計画の実効性の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、御質問の2点目、知事の判断、県民投票の必要性についてであります。立地自治体における議会の判断に加え、県民の代表である宮城県議会において、女川原子力発電所2号機の早期再稼働を求める請願が採択され、最終的に知事が決断したことについて、私が意見などをする立場にないということをお願いしておきたいと思っております。また、県民投票の必要性につきましては、これまでに2度、宮城県議会において女川原子力発電所2号機の稼働の是非に係る県民投票条例案が否決をされておりますことから、その決定は尊重をされるべきであるものと考えております。

次に、御質問の3点目、福島原発被害についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故では、広範囲に及ぶ放射能汚染や放射性物質の影響を受け、農林水産物をはじめとした風評被害のほか、ホヤの輸出規制など、様々な被害等が生じたところであります。今もなお、居住区域が制限されるなど、甚大な被害、影響を及ぼしていることも事実でありまして、隣県で起きたこの重大な事故については大変重く受け止めております。

次に、御質問の4点目、放射性汚染稲わらの対策についてであります。御質問の放射性物質汚染稲わらについては、登米市との境界にあります旧水界トンネルに保管されております。指定廃棄物として環境省から保管委託を受けた登米市が管理をしております。保管に当たりましては、トンネル入り口については大型土のうを積み上げて閉鎖をしております。また、保管場所周辺につきましては、住民が立ち入らないよう立入禁止の表示及び立入禁止ロープ等が設置をされております。保管状況につきましては、登米市において随時巡回展開しているほか、定期的に環境省との合同巡回を行うなど、環境省の指導の下、適正な管理に努めていただいております。このような管理状況から、トンネルから汚染水が流れ出ることはないと考えておりますが、引き続き本町といたしましても、保管状況の確認や経過等の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の5点目、再稼働に伴う海水汚染についてであります。女川原子力発電所では、宮城県と東北電力が季節ごとに温排水調査を実施しておりますが、稼働していた震災前の女川原発周辺の調査結果から、排出される温排水は周辺の海水と大気と熱交換や風波、潮汐によって混ざり合うことによりまして温度差は急激に小さくなり、影響の範囲は限定され、1度以上の海水温上昇が見られるのは女川原発周辺海域のみと確認をされております。また、女川原発は、タービン蒸気と直接接触しない表面復水器であり、冷却水が復水器冷却管内を通り海に放出される沸騰水型原子炉ですが、震災前に海水汚染が確認された事例はありません。いずれにしましても、福島原発の教訓を踏まえた安全対策を講じた新規制基準をクリア

した上で再稼働することとなっておりますことから、現状での志津川湾及び周辺海域の女川原発の再稼働による温排水及び海水汚染の影響はないと考えております。

最後に、御質問の6点目、今後この問題にどう向き合っていくのかについてであります。女川原子力発電所2号機の安全対策工事は2020年度までとして計画をされておりますことから、東北電力株式会社に対しましては、常に最新知見を反映した安全性の確保、向上を求めるとともに、住民の安全確保に万全を期すよう真摯に向き合ってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ありがとうございます。昨日の同僚議員からも上がってときどきすると言われましたけれども、今日私も体が太いんですけれども心は小さくて、ときどきどころかときどきします。どうぞよろしく願いいたします。いろいろとありがとうございました。

1点目ですけれども、UPZ圏内に戸倉が入って……すみません、市町村長会議の内容ということで、皆さんの御意見があったようなんですけれども、その中で知事は何も問題がなくしゃんしゃんに行くものかなって思っていたようなんですけれども、聞こえてきた限りでは、市町村長さんたちの間では18人の方が、よしあしはいろいろありますけれども、18人の方が意見を述べられて、発言をされているということが分かりました。

そこで、うちのほうとしては、戸倉が今UPZ圏内に入っております。そして、志津川以北は入っていないんですけれども、天候、風向きで避難先が変わると思いますが、そこはどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 30キロということでの一定のラインは切れておりますが、しかしながら、そこに何も防護壁があるわけでもございませんので、風等によれば当然30キロということではなくて、ある意味、南三陸町という受け止め方をしたほうが正解であろうと、正しいであろうというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 戸倉だけでなく、南三陸町全体とされているということなんですけれども、さて、その風向きに対応した独自のマニュアルを作成する必要があるのではなかろうかと思っておりますけれども、国からの指示を待って判断するのでは遅くなると思っておりますけれども、この辺いかがでしょうか。マニュアルなどはつくっておりますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おっしゃるとおり、マニュアルという部分で基本的な計画づくりというのは大事だと思っておりますが、今段階を説明しますと、国のほうで今回基本的な考え方、方針を出しましたので、これからのマニュアルづくり、町のほうで取り組んでいきますので、そういったところも視野に入れて検討しなければならないと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 国からのマニュアルというのはやっぱり全国標準的なものなので、ここは、当町は当町なりの、沿岸部ですので、独自のものが必要となってくるんです。そして、福島で起きたことがこちらまで風が飛んできて運んで、セシウムが蓄積しているということもありますので、やはりこの南三陸町全体としても、戸倉があり、入谷があり、歌津があり、志津川がありますので、それぞれに合った避難ができる、そういうふうなマニュアルをつくっていただきたいと思います。

それから、バス避難が検討されているようでありますが、地区ごとの避難なのか、おのおのが自家用車で乗り合わせも可能なのか。避難先が登米市だと思いますけれども、具体の説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 基本的には自家用車を持っている方々は自家用車で避難できる、そういった計画でございます。足のない方の避難についても、避難計画の中ではバスなどを利用して避難ができるような計画にしたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おのおのが自家用車と、あとは足のない方はバスということなんですけれども、そのバスというのは確保されているのか、これからどういう形で、足のない人はどこに集合して乗っていくのか、その辺まで計画しているのであればお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほども申し上げましたが、具体の計画はこれからということになりますので、考え方でしかないんですけれども、考え方としては、やはりそういう有事のときに協力していただく、協力……輸送に当たっていただく車両を、具体的に登録をして配備するというようなことになっていこうと思います。ただ、バス自体は一応県での配備ということに考え方としては整理されております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 戸倉の住民が登米市に避難するときの経路と林や大久保の住民の経路は同じ経路になるのか。志津川の方は三陸道経由でいいのか。歌津、入谷の方も必要でないかと思われまじけれども、この辺の経路、ルートです。平成28年度までに当町を含む7市町においては避難ルートなどの避難計画の策定が義務化されたと思うんですけれども、この辺はいかがでしょう。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 確定しているわけではありませんけれども、方向性としては、避難経路としては398号線を使う方向で考えられておりますので、おっしゃったエリアの方々はその398を通じて登米市に移動という計画になろうと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 登米市に、398は入谷から戸倉に抜けていますけれども、戸倉の人……（「登米、登米、入谷から」の声あり）ううん、398は入谷から道路が戸倉を通っているということです。（「なるほど。はい」の声あり）その中で、登米市に避難した場合、戸倉の人たちはそのまま398を津山のほうから抜けられると思うんですけれども、私心配しているのは、その手前にある林、大久保、それから町、旧田尻畑ですか、その辺の旭ヶ丘とか、そういう人たちの場合はどのような経路で行くのかお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 避難経路の問題等々については、一定の方向性は示しているということになってございますが、終始一貫して我々の権利も含めてそうなんです、お願いしているのは、避難経路の実効性を安全を高めにして取り組んでいただきたいということと、それから、我々も避難訓練、防災訓練を行ってございますので、そこの中で得た知見をどのように生かしていくのかということを含めて、我々現在やってございますので、そういう町でできること、それから県にお願いせざるを得ないこと、それから東北電力さんをお願いしなければいけないこと等々、いろいろあると思いますので、そこは全部うちの町としていろいろ考えていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 風向きによっては自宅待機もありと思います。何にしても、住民に対しての説明が必要でないかと思われるんです。自家用車で避難となると、国道398号と45号の町なか渋滞が想定されます。その辺の心配もあるかと思うんですけれども、その辺は心配ないでしょうか、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） そのために今後具体的に訓練を実施してまいりますので、そういった時間的なよどみみたいな部分なんかも検証しながら、安全な避難を考えてまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） やはり再稼働に向けて県が動き出してやっていますから、やはりここはこれからということではなくて、すぐにでもそういう安全性を見据えながら町民にこういう避難しなきゃならないんですよと、こういう避難しましょうということをPRすることが大事でなかろうかなと思います。

その自家用車が多い場合、私はその398と45号線の道路の渋滞が心配なんです。有事のとき、毎回そこに行くわけなんですけれども、398がさんさん商店街を通過して戸倉に抜ける。どっちを、あの地区の人たちはどっちを回ったら早く安全に逃げられるのかなということが危惧されるわけです。

前日も公園の高校に行く道路のことで質問があったようなんですけれども、あの公園が大変立派な祈念公園ができたことは観光に、そしてリピーターの方々にPRになりますが、地元の人たちにとっては通路が迷路になって、公園通路といったらいいのか、避難道路といったらいいのか、公園で閉ざされているといったらいいのか、あの通路はいざ災害が起きたとき利用できなくなると住民から指摘を受けております。あの車止めを誰がいつ外すのでしょうか。せつかく50億も60億もかけて公園整備しても、防災幹線避難道路がなくては住民が安心して暮らせないのではないのでしょうか。この辺いかがでしょうか。これで防災幹線避難道路は大丈夫とお考えでしょうか。所見をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 基本的には、公園の道路を使用するという計画はありませんので、45号線、国道と、それから398号線を使って避難するということです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、直接行くということではなくて、退域ポイント、これを通過していかなければ行けません。退域ポイントは基本的にはベイサイドアリーナに設置をするということになっておりますので、あの公園を通るといことはございませんので、そこは心配ないと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、ベイサイド……林、旭ヶ丘とか、廻館、あの辺の人たちは一度ベイサイドアリーナに避難するという考えですか。直接でなくて、直接登米市に避難するのではなくて、一度ベイサイドアリーナに避難して、それから登米市に避難するような形になるんですか。ちょっと。

○議長（三浦清人君） どっち。高く挙げたほう。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おっしゃるとおり、ベイサイドアリーナに一旦来ていただいて、そして一定の何ていいますか、検査をして、その上で登米市に入るといふ決まりになっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 避難計画にそうあるんだろうと思いますけれども、集まって、そこで決めてまた避難というよりも、役場で把握して、放送か何か使って、その風向きによって早い判断で戸倉の人たちはこっちを使ってください、ここの人たちはこっちのルート使ってください、風向きがこうだからこっち側に避難してくださいとかっていう、そういうスピーディーな判断ができないんでしょうか。集まるのにも時間かかって、それから検査してって。それではもう事故があったときは、もう空からもう皆風が舞い上がって、皆同じ空気を吸うようになるんでないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） そもそも、その原子力災害の際の避難の考え方が、例えば、今、議員が想像していらっしゃる、例えば、地震が起きて30分後に津波が来るかもしれない、そういった環境の中で避難をするわけではなくて、例えば、1週間以内に避難をするというような、そういった計画があるわけです。それはどういうことかということ、プルームといわれる放射性物質が風に乗って来た場合、どこかのエリアにそのレベルを超えるような沈下があったということを感じて、それから、それまではもう皆さんはずっと自宅で待機しているわけですが、それから、町ほうからそのエリアに対してこういう状況がありますという連絡をして、そして、こういう避難行動をとってくださいというようなことを受けて、そして計画的に移動が開始されますので、道路、国道が一気に混乱するような渋滞が起きてみたいなことではなくて、そこは粛々とされるものだろうと、そういった計画でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） すぐではなくて滞在、放射能がどこにたまるか、いわゆる風向きによってどっちの方向に堆積しているのか、それを見極めてから町民の避難という解釈なんですか。

そうすると、1週間見るんですか、その避難計画には1週間。私は、福島の実例が分からないんですけども、福島の場合、何時間、何日でそれが来たのか、もし御存じの人であれば伺いたいたすんですけども。1週間もたったら本当に皆一斉に、毎日風が動いているから、出てくるってますます心配になるわけですけども、もし福島の実例が分かっているのであれば伺いたいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 福島の情報までは、私、今日準備しておりませんので。

ただ、考え方として、プルームそのものが落ちる、地面に落ちる時間は、屋根の下に取りあえずは待機をしているわけです。その後にモニター、各地点にモニタリングポイントというのがありまして、そこにどれだけのその場所、エリアに落ち、濃度が高いものがあるのかどうかということが情報として集約されますので、その濃度によって行動が決まってくるということになります。よほどそういう危険性のある場合に、2段階になっていまして、20マイクロシーベルト以下は1週間以内に避難と。もし、最悪、近隣などで高い濃度に達した場合には、その後すぐに避難の計画で行動を指示するという形にはなります。その点、濃度によって行動が違うということは申し上げておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、その地区によってその濃度というものは当然変わってくるので、避難先に行った場合、避難する地区、避難しないところも出てくるわけです。もし仮に、その地区の人たちが濃度が高くて登米市に避難したとしますと、やはりすぐには戻れないわけです。大体その登米市さんの受入側としては、その辺、この20マイクロシーベルト、それ以上のところの人が何日登米市に滞在するようになるのか、その辺もし知見があれば伺いたいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 長期的な滞在になることに備えた、何ですか、避難対応、受入れの対応については協定を結んでおりまして、町としてももちろんその避難した方々へのケアというの考えますけれども、そういった形で必要な期間滞在できるように対応していくという計画になろうと思います。（「期間何日」の声あり）期間、どれぐらいの期間というのは状況によってと思いますので、数日で戻れる場合もあるのかもしれませんが、長く考えて数か月という期間を想定しなければならぬことも状況としてはあるのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 福島の場合考えますと、何年もそれこそ行った先でいるような、いまだに帰ってこられない人が4万人もいるんです。そういった中で、もう町民の方にも早くこういうことをお知らせして、こうなるときのマニュアル、そういうものも早く渡して備える、起きるかもしれないというものに備えていただくとの心の余裕もまた違ってくるのかなと思われれます。本当に、福島は自分たちの地区で原発があったので、電力は東京に送っていましたが、福島原発があるがゆえに福島の人たちはいまだに帰れないでいるって状況があるんです。だから、宮城県も女川の原発が再稼働する。そうしたら、それだけの危機感を持たなきゃ生きていくのに後の祭りになるんでないかなと、そういうことを思うから言うのであります。

時間もありますので、問2に移らせていただきます。

知事は記者会見で、再稼働は必要だと考えている。事故があった場合のリスク、危機管理は非常に重要なことだと思う。原発がある以上、事故が起こる可能性はあると思う。しかし、事故があったら駄目だということであれば、全ての乗り物も、全ての食べ物でも事故の過去経験があるでしょうから、それを否定することになります。事故を教訓として高みを目指して発展させ、技術革新していくと述べられています。

原発事故を乗り物や食べ物と同一化して判断することは言語道断であろうと思います。さらに、県民から、原発には異質の危険があり、一旦事故を起こせばその被害は巨大で、影響が何十年もの歳月がかかり、暮らしとなりわいの回復は困難で、被害の全体を保障する道は用意されていないと要請されていたにもかかわらず、福島原発事故により現在も約4万人がふるさとに帰れない状況の中、原発事故の教訓を全く生かされていない発言であります。県民投票の必要性をどのように考えているのか先ほどお伺いしましたけれども、このことに、知事の発言に対して、町長はどんな考えでいらっしゃるのか所見をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 知事がどういう発言をしたかということについては、私自身も知ってございますが、かといって、知事の発言に私がいい、悪い、そういう判断というか、意見を申し上げる立場にないと先ほど申し上げましたとおりでございまして、それはまあ知事の判断、考えでございまして、それはそれとして尊重すべきものというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 知事の判断ですけれども、その知事の判断が食べ物とか、車の事故とか、そういうものに対比したということです。そういう考えはいかがなものかなと思われれますけ

れども、町長も知事の考えと同じ見解と受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） どの部分をおっしゃっているか私よく理解してございませんが、知事が同意に向けて動いたということについては、それはまあ知事の判断でございますので、例えば、逆な話を言えば、南三陸町で言えば、私が判断をして決めたということについて、ほかの自治体の首長さん、あるいは議会の皆さん方にとやかく言われる筋合いも私はないというふうに思っております。とりわけ、私は知事がそのように判断したということについては尊重したいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私言いたいのは、知事が、原発がある以上事故が起こる可能性はあると言いながら、言いながらですよ、全ての食べ物でも、全ての乗り物も事故の過去経験があるでしょうから、そういうこと言っているんです。その過去の事故経験を食べ物や乗り物、そういうものと比較しているということです。車の事故は毎日起きている、全国で起きています。そういうものと比べられるって、その認識です、知事の。事故が起こるでしょうって、原発がある以上事故が起こる可能性はあるでしょうって言いながら、そういうことで判断されると本当に恐ろしくなるんです、知事がこういう言葉を述べているということが。それに対してどう思いますかということをお伺いしているんです。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） その例えと申しますか、比喩の話ということについては、これは及川議員がおっしゃるように、多分大体の方々は違和感を覚えるのかなというふうには思います。ただ、それはあくまでも彼のそのときに発した言葉でございますので、それがどこまで彼が本音でお話ししたのかということについては、私自身もその辺は真意については図りかねるというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 分かりました。

それでは、次、今回知事と女川、石巻の首長、三者協議で決定されました、この件が。6日、9日ですか、市町村長会議の後に、また女川、三者ということに任せられて決定したわけですけれども、おのおの町で決めてくださいと、例えば、最初から話された場合、町長は御自分で判断されますか。それとも、民意を反映させますか。どちらをお取りになるのか、その辺。この決定は9日の首長会議のほかに三者、県と石巻、女川と入って決断しましたけれど

も、これがなくて初めから、例えばです、おのこの市町村で決めてください、このことについては決めてくださいと言われた場合、町長は独断で自分の意見を申し上げるのか、それとも、民意、町内の皆さんにアンケートなり何かをして判断するのか、どちらを選びますかということですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう仮定の話に私お答えするわけにはまいりません。基本的に、流れということについては、これまで説明したとおりの流れで進めていくということになっておりましたので、今のような、例えばという話でも、そういう重い話について仮定のことにお答えするわけにはまいらないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、次、新聞報道によりますと、県民は女川原発再稼働に6割が反対しており、7割が不安を感じ、再稼働の同意は全自治体に求められるべきと6割が望んでいます。南三陸町としても、県や東北電力に対して、アンケートや住民懇談会をしてしっかりと意見を伝えるべきではなかったかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） もともとUPZ5市町会議におきましては、UPZの自治体としてこういう対応をしましょうということを最初の段階から決めております。したがって、UPZ5市町においては、それぞれ意見がある場合には県のほうに直接申し立てるということになっておりますので、今回の問題につきましても、先ほどお話ししましたように、安全性を不断の努力をしていただきたいということと併せて、避難計画の実効性ということについては県のほうに申し上げております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、次、3問目に移らせていただきます。

福島原発被害をどのように受け止めているかお伺いいたします。

先ほどは重く受け止めているということで分かりました。韓国へのホヤの輸出が禁止され、漁民は大変な痛手を被りました。福島の二の舞のようになりたくない多くの漁民は嘆いております。福島の人たちは、今も帰還できない人たちが大勢います。隣の県ですので、漁師の気持ちは同じだと思います。漁師できなくなるのです。今まで取れていた魚が取れず、南の魚が取れている現状です。今年の水産物は壊滅状態です。その要因の一つとして、海水温の上昇、海洋環境の変化と危惧されています。町にとっても来年の申告は残念なことに期待

できません。何か手だてが欲しい限りです。ないものでしょうか。今後ますます温暖化続けば税収は伸びません。

ここで新聞記事を紹介します。

日にちは載っていないんですけれども、この海の変化に対応をということで、サンマの水揚げは初水揚げが10月だったが、例年ならば8月下旬から9月上旬だ。魚市場開設以来最も遅いと見られる。極度の不漁によるものだが、その要因の一つとされるのが海水温の上昇など、海洋環境の変化、この先どうなるのか、影響が広がらないのか心配だ。海が変わってしまった、漁船関係者や買受人などからこうした声を聞く機会が多くなった。サンマが取れず、カツオも水揚げ数量が伸びない。この状況が続けば、気仙沼、港経済は冷え込むばかりだ。海の変化にどう対応していかなければならないのか。関係者が知恵を絞る必要があるということが載っております。これは、気仙沼のことなんですけれども、当町も気仙沼のすぐ近くですから、同じ考えの立てなきゃならないのかなって思いがいたします。

それで、次は、その点です。先ほど1度しか上がっていないということを町長答弁申されましたけれども、それに間違いはないでしょうか。もし、この上昇の要因にそのほか考えるものがあるのか、ないのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 海水温の上昇については、この原発と直接私関係ないと思っております、いわゆるこれは地球全体の問題でございます。これはもう各メディアあるいは報道等で随分流されておりますように、いわゆる地球温暖化、それがイコール海水温の上昇につながっているということでございますから、基本、これが原発の問題と結びつけて考えるというのはちょっと無理があるのかなというふうに私は思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、その問題についてはもう少し後で申しますけれども、次に、問4、登米市から8,000ベクレル以上の稲わらが保管を依頼されているが、袋の劣化や汚染水の流出が心配され登米市と、これ、先ほど登米市が管理しているということを伺いました。それで、登米市との協議、これはどの程度進んで、どのようになっているのかお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 保管した当時、登米市といいますか、私おまして、産業振興課のほうでその保管について相談を受けました。物の量として、圧倒的に登米市さんの量が多く

て、トンネルですので双方の入り口から入れて管理をしたいといったときに、このトンネル内の容量を有効に使いたいで登米市分を多く入れさせてほしいという相談を登米市さんからいただきました。実際に、そのものの管理は県の家畜保健衛生所さんが窓口になって登米市さんにアドバイスをして、実際に保管をするようにされました。そのときに、地域の方々に御説明をさせていただいて、本当に安全かということ問われましたので、それをそのままそちらのほうに出しましたところ、例えば、水滴のようなものがわらについて劣化するようなことがないような管理の仕方をしますから、水には影響がないんですという説明をいただきました。その日から以降、南三陸側は完全に土のうを積んで一切中に人が入ることができない状態になっておりまして、全てが登米市さんのほうでの管理に委ねられているという状況で、状态的には変わらない状況が続いているものと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、9年前そこに、トンネルの中に入れたまんまの状態になっているということですね。やはりそれは登米市からにしても、登米市さんをお願いして、現物10年もたつんですから、それがどうなっているか、登米市さんを入れてやっぱりそこは管理しなければ、自然相手で、トンネルの中といえども自然相手です。そのままの状態です。今までしているということがどうもおかしいんでないかな。心配です、本当に。登米市にこれを早急に、一緒に行ってどうなっているかという確認をすべきだと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） すみません、最初の町長答弁にあったので御理解いただいたものとして話しましたが、登米市さんは環境省と一緒に定期的に巡回して管理をしているという状況でありますから、その状況に間違いはないということでもあります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 報告書は逐次いただいているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 管理につきましては、今お話ししたように、登米市と環境省のほうで毎週空間線量を測定しています。地点は9地点、志津川が4地点、登米市側が5地点というふうなことで定点で観測しているということで、現在のところ、9年たっておりますけれども異常はないというふうな観測結果が出ているというふうなところでございます。それはホームページ等で公表しているというふうな内容でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ホームページで公表ということなんですけれども、仮にこの管理、管理責任、これに何か流れたとか、自然相手ですから、トンネルの中に入れていても流れるとか、劣化しているところとかなった場合、じゃあその記録、その報告書なるものがちゃんと登米市さん、このように管理していなかったんですかというものを出せることが必要だと思うんです。しています、しています、ホームページで。それは登米市のホームページに載せていると思うんです。万が一のことを考えたとき、環境省、登米市からそういう報告書、年に1回でも2回でも取っておくべきでないかなと思うんです、その報告を。こっちで管理していないんですから。こっちで管理していればその管理結果が記録となって残りますけれども、向こうに任せただけというとなんもないんです、こっちで根拠とするものが。万が一そういうものが流れ出したりしたら。だから、そのためにも報告が、年1回でもいいです、年2回、1回でもいいです。そういうものを取るべきでないかなと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 何ていうんでしょう、管理をする上での前提として、そういった、何ていうんでしょう、水滴とか結露とか、そういったものが発生しないような梱包の仕方だったり、当然コンクリートで囲まれているトンネルの中ですので、土のうから水が流れ出るというふうなことは常識的には考えられないというふうなところでございますし、いずれにしても、何かあった場合、万が一あった場合に、そういった資料というのはすぐ手に入れることはできるわけですので、特に現在南三陸町として管理を頼まれているわけではございませんので、そこは登米市、環境省との間で適切に管理されているものというふうな認識で、特にそういった検査結果等の資料というのは求めなくとも、求めればすぐに手に入れられる状態であるというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 場所は南三陸のトンネル、トンネルは南三陸のものですよね。場所……（「両方、またがっている」の声あり）トンネルは南三陸のではありませんか。（「登米市と南三陸」の声あり）トンネル、その境界、登米市と南三陸の境界にトンネルがあるわけですよね。それは真ん中かどこか分かんないんですけれども、南三陸も入っているということですよね。そうした場合、登米市の場所に置くのならいいんですけれども、南三陸町の部分にも入っているということであれば、やはり劣化というもの、10年もたつので、そういう

コンクリートの中に埋めてさえ50年しかもたない、そういうことなので、そういう袋に入れたものが劣化しないはずがないと思うんです。だから、そこは注意してやらなきゃならない。劣化というのは必ず何年かたつか、うちだってそうです、今建てて風も入れなければ10年ももたないです、うち建てて。ぼろぼろになります。それと同じくなるんでないかなということが危惧されるわけです。

じゃあ、時間がないので、次に、気仙沼市ではキノコが9,800デシベルの放射線量が出て、補償対象になったと新聞報道されましたが、当町のキノコを測定しているのか。また、時々山菜や田、畑、山の線量の測定を実施していると思いますけれども、その辺の実施した結果、どの程度出ているのか。出ていないとすればゼロなのか。その辺の御回答をお願いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 農林水産物につきましては、県漁協委託で町の志津川支所が毎週、毎月、持込みも含めて魚介類の検査を行っている。報告書をいただいておりますけれども、特に数字の変動はないというところなんです。今お話しあったキノコにつきましては、新聞報道にもあったとおり、気仙沼市で高い線量が出たと。南三陸町はどうなのかというふうなことにしましては、同じように高い線量が出ました。キノコ自体がそういった、何ていうんでしょう、ほかの植物のように根を張って地中から栄養を取るものではありませんので、恐らく表層にセシウムが付着しますので、そこで高い線量が出るというふうなところだと思います。これに関しては、県と現在協議中でございます。したがって、もし結果とすれば、恐らく気仙沼市と同様の、キノコに関してはそういった出荷停止等というふうな部分は考えられるのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 気仙沼市さんは9,800と出ておりますけれども、当町は幾ら出ているのか。場所がどこなのか。山にぶつかって、その後下りて堆積していると思うから、多分田東山か、入谷か、山手のほうだと思いますけれども、出た場所、どこから出ているのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 現在、歌津地区で取れたイノハナという、あれに関して検査は行っているというふうなところがございますけれども、どれぐらいのちょっと線量出たかというのはちょっと今手元にはございませんけれども、いずれ、今年度に関しては、結局自家消費では何も、何ていうんでしょう、規制はないんですけれども、それを売って商売にする

とか、そういった部分に関して影響があるというふうな内容でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 歌津でということなんですけれども、歌津で出るぐらいですと、入谷も出るんじゃないかなという思いがしますけれども、その辺は測っていないんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それを測っておりませんが、恐らくキノコ類は比較的ほかの農産物より高く出るということを考えれば、同じぐらいの数字にはなるのかなというふうに考えています。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 売りに出さないからいいんだ、自家消費だからいいんだではなくて、いまだに福島の事故の影響が、ここでもいまだに出ているということが重大なことだと思うんです。何十年もこうやって残っているということなんです。一回そういう被害が出ると、事故が出ると。放射線量が薄れるには30年から40年もかかると聞きますが、本当に恐ろしいことです。福島から何百キロと離れていても風が運んできます。私たち世代はあと30年も生きていないと思いますけれども、これからの人たちにはこのような思い、心配をさせるべきではないかと思います。町長はこの辺どのようにお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども申し上げましたように、2022年度に再稼働を目指すという東北電力さんでございますので、安全であるということが大前提でございますので、そこは強く今後とも求めていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、時間もないので、次に移らせていただきます。

今月の7日、月曜日なんですけれども、県内の超党派女性議員たちと女川原発現地視察に行っていました。その中で、原子炉を冷やすために海水を引きますが、冷やした海水が7度高い温度の海水で放出されることを確認しました。2号機再稼働すれば、毎日1分間に10トントラック360台の7度高い海水が冷却水となり流れます。そうすると、海域は必然的に海水温度が上がります。今年も高い水温で不漁続きですが、これに拍車をかけて2年後からまだまだ上昇します。全国の稼働している原発から7度高い冷却水が毎日放出されています。どうなるんでしょうか。この事実をどうお考えでしょうか。先ほど1度っておっしゃられま

したけれども、視察に行って担当者に聞きました。私もよそから聞いて7度高いものが出ているということを聞いたので確認しました、現地視察したので。そうしたら、7度高いと。時間が、それを同じ温度にすることは時間がかかる。7度高い温度で流しているということを確認してきました。その点、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申しましたように、1度以上海水温が上がるというのは、基本的には女川原発の周辺海域のみということのデータが出てございます。したがって、志津川湾とかも含めて、そういった海水温の上昇ということの影響はないものというふうに、科学的な多分データでいただいているものだと思いますので、そういうふうな認識で我々はいます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そのような認識ということなんですけれども、私は現に7日に行って視察して確認してきたんです。7度高い温度で冷やされたものが、本来なれば入れてやった水の温度の高さでまた放出されればいいんですけれども、7度高い温度で流されていると、これは事実確認してきたんです。だから、超党派で行った女性議員は皆知っているわけです。それを今休んで、2号機休んでいますけれども、1号機、2号機、それぞれ震災前は稼働していたんでしょうから、今までそれが流れていたということになるんです。急にここに来て水温がぐんと上がったのではなくて、それが日本は島国ですから、おのおの原発のあるところから流れていると、何十年もかかれば広い太平洋って海といえども、それが上昇してくるのは必然的かなと思われまます。

時間もありませんけれども、現地を視察して感じたことは、明日にテロで空から弾薬でも落とされたり、ミサイルが飛んできたら、一発で原爆投下と同じ被爆する危険性を感じ恐ろしくなって帰ってきました。女川は太平洋戦争のとき、回天魚雷があり、海の特攻隊もあり、狙われたそうです。そんな女川に原発が造られ、女川町長が再稼働容認したことは、結果的には町民の命より大事な原発と判断したのですが、人の命は天秤にかけられるのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 女川町長もいろんな、多種多様な考え方の中で、その中で判断をしたことだというふうに思っておりますので、女川町長の判断について、私にとやかく申し上げるべきものではないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 氷河も解け、地球温暖化に歯止めが利かない環境になっております。私たち県内の超党派の女性議員たち62名が女川原発再稼働ストップ！みやぎ女性議員の会を立ち上げました。県内35市町のうち、要請もありますけれども、各市町村の首長さん方に再稼働ストップ要望書を提出しました。気仙沼、南三陸町、登米、東松島は11月2日に回りましたが、当町は最知副町長が対応されました。ありがとうございました。参加した女性議員は、副町長には好印象でした。その日、午後2時から登米市町が座長で7市町の首長会議がありました。佐藤町長は欠席で最知副町長が出席したようです。議会初日の2日、行政報告に定例記者会見と宮城県農業共済組合の組合長さんがお見えになっていたようですが、登米市の首長会議に御出席されなかった理由を差し支えなければちょっとお話ししていただきたいと思いますが、いかがですか。（「来客」の声あり）午後だったんでしょうか、来客は。（「今すぐ分かりません。手帳ない」の声あり）町長、その日いましたよと言われたので、次に移らせていただきます。

気仙沼は市長さんがお時間取ってくれました。菅原市長さんは、将来的には脱原発で、それに代わるメガソーラーを設置して市と民間でグリーンエネルギー会社を設立し、今現在2万世帯の70%をそれで賄っていると話されました。やはり原発に頼らないエネルギーを考えていくべきと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 一つ、原発の発電については、一つのベースロード電源という位置づけでこれまでやってきたわけでごさいます。基本的に、じゃあその全て、太陽光を含め、自然発電、風力とか、太陽光とか含めてだけで、それでちゃんと賄えるという今の日本の現状ではないというふうに思っておりますので、とりわけ、先ほど来言っている海水温とか、あるいは、地球温暖化の問題の中で、どうしてもこれは火力発電の問題というのは、これは大変そういう意味においては大きい問題なんだろうというふうに思っております。そういうことを含めて、よく言われるミックス電源といいますか、様々なそれぞれの得意分野といいますか、そういうものをしっかりと調整をしながら、電力を安定的に供給をしていただく。それが国のエネルギー政策の原点になるんだろうというふうに思っておりますので。

それから、一つ、多分そろそろ終わりだと思っておりますが、私この問題について様々な意見があるのは私結構だと思っております。賛成もあれば反対もあるし、それはそれぞれいいですが、ただ、私ちょっと不快だなと思ったのは、うちの町で原発に対する県の説明会がありました。多分一緒だったと思っておりますが、私の後方の席のほうで、県があるいは原子力規制庁含

めて答弁すると、ずっとやじ飛ばしている人がいるんです、女性の方で。これ、ある議員さんです。こういうのって私正直言って本当にどうなんだろうと私思いながら聞いていました。人にはそれぞれ考え方があっていい、こちらで賛成だって言われれば反対もある。でも、反対の意見があったからそれについてずっとひたすらやじを飛ばすということについては、公人として私は好ましいことではないと思っている。非常に不快に思って聞いていました。ですから、そういうことも含めて、相手の意見を尊重するということが非常に大事だということを、ぜひその六十何人の中に入っていらっしゃる方だと思いますので、どうぞお話をいただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ありがとうございます。

時間がないので、それから、環境省ではゼロカーボンを支援拡充、自治体後押し450億円との見出しで9月28日の新聞報道がありましたので紹介します。

ゼロカーボン支援拡充、環境省自治体後押し450億円。

環境省は二酸化炭素など温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにするゼロカーボンを宣言した自治体の支援を拡大する方針を固めた。21年度当初予算案の概要説明で関連経費として総額約450億円を計上ということです。長くなりますけれども、このため、環境省は概算要求で計画づくりや人材養成を支援するための費用を助成する事業費約30億円を新規で計上、自治体内での温室効果ガスの排出量を把握するためのシステムの導入助成も始めた。

別な新聞にも、現行でも災害時に避難所となる大型ホールへの太陽光発電や土台が海上に浮いた洋上風力発電の導入を支援しているが、人材育成などソフト面の施策も後押しする。小泉進次郎環境大臣は10日の共同通信インタビューで答えられております。対象はほかに上下水道処理施設へのバイオガス発電導入や周辺に人がいないときに光量を減らす省エネタイプの発光ダイオードLED街灯設備などとありますけれども、昨日公園で話した夜ライトがついているという、あれがこの街灯整備、発光ダイオードの街灯整備になるのかなという思いでこの新聞を見ました。

こういうことが後押しとなってあります。これに手を挙げて、原発に頼らない再生エネルギー事業に着手する考えもありでないかなと思われま。原子力の平和安全利用、地球温暖化対策、安定的なエネルギー供給体制の確保などについては、関係する国々が協力しなければ本来の目的を達成することができず、国際的な視点に基づき取り組むことが大事と思います。原子力の平和を考えると、非核三原則が脳裏をよぎりますが、被爆国日本です。核保有国

にならないためにも、何をして何を守らなければならないのでしょうか。ちなみに、スイス、台湾は2017年に法整備して2025年までに廃止、ドイツが2011年法整備、2022年までに廃止、ベルギーが2003年法整備、2025年までに廃止となっております。今や国際的にも脱原発が叫ばれているにもかかわらず、再稼働を容認した知事の中には、残念ながら県民に寄り添う姿がみじんもなかったと思います。非常に残念でなりません。

最後に、今後当町はこの問題にどのように向き合っていくのでしょうか。再生エネルギーも含めてお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 再三、私申し上げておりますように、この問題については、様々な電源を活用しながらということで、国民皆さんに安定的に電気を提供できる体制を構築をしていくということが非常に大事なんだというふうに思います。それがあとは、今るる述べ上げられましたが、それはあとは国としてどう判断をしていくのかということだというふうに思っております。それはそれぞれのお国が、一つ一つの自治体が判断したことではなくて、基本は国としてトータルとしてこういう国の政策を進めるということなんだろうというふうに思いますので、そのように御理解をいただければと思います。

それから、もう一つ、あえて言わせていただければ、食糧自給率の問題とかいろいろ言われておりますが、日本が石油自給率というのは全くほとんどないんです。昨日のニュース、BSでやっている7時半からの松原さんかな、やっているのも……（「時間もないので」の声あり）いやいや、あなたのほうがずっとしゃべったんだから。それでお話ししていましたが、今アメリカのトランプ大統領が非常に中東に対して厳しい姿勢を示しているというのは、いわゆるそれは今まで中東に原油を随分と頼っていた。しかしながら、今アメリカはむしろ輸出のほうに偏ってきているということで、いわゆる原油大国というか、いわゆるそういった輸出する側に立ったと。そうすると、中東の問題についてあまり関心もなくなってきた。ところが、振り返ってみると、我が日本は中東に対する依存が非常に高い。いざ中東で何かあった場合に、石油がピタッと止まったときに、日本の電力はどうなるかということです。そういうことを踏まえながら、全体として日本の電気というのはどうあるべきかということを考えるべきなんだろうというふうに思います。その中で一つ組み込まれているのが原子力発電所というのも一つその中に組み込まれている。そこでいかにこれの安全性を高めていくのかということが今、多分国もそうですし、電力会社もそれを求められているというふうに思います。そういうことを我々は大いに御期待をしながら、我々はその推移を見守っていきたい

というふうに考えております。（「1つ目は終わり。続いていいですか」の声あり）

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。（「議長、議事進行ではないですが、一般質問で」の声あり）

○11番（星 喜美男君） 先ほど丁寧に参考資料いただいたんですけども、多分これを基に発言を、質問されるんだと思うんですが、数字に誤りがありまして、正常な私は議論ができないと思うので、これ訂正すべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（三浦清人君） 数字。

○11番（星 喜美男君） ④番、東松島市の委託料1億5,000万円を管理戸数1,500で割ると1戸当たりが10万円になります。これが7万円となっているんですが、これは訂正すべきだと思うんですが、どうですか。（「5,000万じゃなくて500万」の声あり）500万なの。すみません。私が間違いました。

○議長（三浦清人君） 時間、止めていた。（「はい」の声あり）及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 次に、2点目に移らせていただきます。

公営住宅使用料の徴収事務に係る住宅供給公社への委託について。

まず1つ目、住宅管理については、各自治体ごとにすべきでは。

2つ目、住宅使用料の未納が多いが、その要因と対策を伺う。

3つ目、現年度の会計分については現年度会計で処理すべきでは。

4つ目、住宅供給公社に委託しているメリットとデメリットをお伺いします。

5つ目、災害公営住宅に係る財政シミュレーションについて伺います。

6点目、住宅使用料徴収に関する計画について、最後お伺いいたします。

以上、自席よりお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 再三にわたり資料の提出を求めておりましたが、やっと今回こうやって提出をいただいて、議論のたたき台の一つになるのかなというふうに思います。

それでは、2件目の御質問であります。お答えをさせていただきます。

本町の公営住宅の管理戸数ですが、災害公営住宅については8団地738戸、既存の町営住宅については11団地で136戸、合わせて19団地874戸を管理しております。

この状況を踏まえて、まず、御質問の1点目、住宅管理についてですが、本町では、災害公営住宅管理開始時に戸数の増加及びこれに対応する人員確保が困難であったため、宮城県住宅供給公社に管理業務を委託しております。今後は、入居者数及び管理状況等に応じて業務

内容の見直しを検討していきたいと考えております。

次に、御質問の2点目ですが、住宅使用料の未納の要因と対策についてであります。災害公営住宅の整備によりまして管理戸数が増加したこと及び滞納家賃の分納納付を実行できない入居者が多いことなどから滞納額が減少しない現状にあります。今後は、滞納徴収業務を計画的に行い、滞納者に家賃納付意識を高めるように臨戸訪問を重点的に行い、滞納の解消に努めてまいりたいと思います。

3点目になります。会計処理ですが、令和元年度の決算において、住宅使用料及び駐車場使用料の調定額と収入済額が同額で処理されたことについては、滞納分の事務処理が間に合わず次年度処理となりましたが、現年度納税において滞納についても現年度処理が基本でありますので、本年度は事務処理の見直しを行って適切に処理を行いたいと思います。

4点目、管理委託のメリット・デメリットであります。メリットといたしましては、宮城県住宅供給公社、宮城県をはじめ、県内の12市町において管理業務を受託しておりまして、住宅管理の実績及びノウハウを有していることから、様々な問題に対して対応が可能であります。一方、デメリットといたしましては、入居者等から提出のあった各種申請書類が住宅供給公社を経由する必要があることから、事務処理に時間を要してしまうことが挙げられております。

続いて、質問の5点目になりますが、財政シミュレーションであります。今後人口減少に伴う公営住宅入居者の減少が予想されます。これに比例して、家賃収入も減少していきまして、その一方で、建物の経年劣化及び大規模改修により維持管理費の増加が想定をされます。

最後になりますが、住宅使用料徴収に関する計画ですが、住宅使用料等の徴収については、宮城県住宅供給公社が発行する納付書により納付し、納付期限の過ぎた家賃については町職員が督促等の手続を行って滞納発生の防止に努めております。なお、今後は、悪質な滞納者に対しては明渡し請求の実施も視野に入れて対応していきたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ありがとうございます。

早速ですけれども、ただいまの御答弁の中に、8団地、19団地で843とありました。（「874戸」の声あり）私、県議会の人たちが来たときの資料の中には738戸と聞いておりました。

（「それは災害公営住宅」の声あり）災害公営。全部で……分かりました。

それから、各自治体ごとにやっていくからのことなんですけれども、今後こういう軽微なことなどもありますから、今後自治会、各自治会がありますけれども、そういうところにも任

せていけるのではないかなと思われますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） まずもって、議会のルールとして、こういった資料、直前に渡すといった行為についてはちょっといささか疑問に思うんですけれども、ないよりはよいということまで話をさせていただきます。

まずもって、間違いの部分は、過年度とある部分は滞納繰越分と読替えさせていただきますし、ある市の状況のようですが、町内業者に委託と書いてありますので、ここも訂正していただきたい。それから874戸で割りますと1戸当たり8万91円ということです。なので、差額を言えば874万ということです。それから、仕事量の時給時800円で算定しておりますが、宮城県の最低賃金800円じゃないと思われますので。その他事務費、備品購入費、システムの導入費、車両経費とか研修費、収納に係る収納機関とのシステムの調整などなど、納入通知書紙印刷代、郵送費など、事務費も全く抜け落ちているので、このままの資料ではちょっと議論はできません。

その中で、1つ欠けているのは、今申した自治会にとかいろいろ話しありますけれども、町のほうでは、地方自治法施行令第……失礼しました、施行令にのっとりまして住宅供給公社に委託をしておりますので、自治会等に委託ができるという法的根拠も併せて示していただければと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、会計管理者のほうからお話がありました。その続きというような形になってしまいますが、大変恐縮でございますが、頂いた資料、東松島市です。住宅1,500と記載がございますが、これ1,400の誤りではないでしょうか。私がちょっと把握しております数としますと、災害公営住宅は1,101、既存住宅が399、合わせまして1,400ということでございます。

それと、公社に1億459万3,000円という記載がございますが、これは決算額という認識でよろしいのでしょうか。たしか当初予算額ですと1億3,700、これ精算額ということであれば理解はできますが。

それとあと、大変資料をお出しいただいて恐縮ではございますが、この住宅公社への委託料の中には、純然たる公社の取り分、それと公社を経由して住宅を修繕等々する費用等がございますので、それらの内訳が分からないと、大変恐縮ではございますが、ちょっと議論にならないかと思われます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 議論にならなければならないくていいです。これはあくまでも私の推定の計画書です。出せ、出せと言われていたから出しています。

あと6分しかないですので、大まかなところ行きます。

この住宅公社に委託する業務内容について、東松島さんの業務内容と比べてどこが決算のとき違ったという数字の違い。ただいま町長のほうから見直しをすると、来年度から見直しするというのを伺いました。そのとき、何でこの問題が起きたのかなと思ったとき、この業務の内容なんです。条例によって委託していますから、条例はいいんですけれども、その前に、本法、公営住宅法がありまして、公営住宅法の中に公社が請け負うことができるということなんですけれども、その中に家賃の決定並びに家賃、敷金、その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除くとあるんです。これ除くとあるから条例には、その業務内容には概要に家賃等の徴収、これができないことと私は解釈するんです。条例にも載っていないんです、家賃を徴収するところまではこの条例に載っていないんです。私が見つけなかったのかどうだか分かんないんですけれども、載っていないんです。そして、東松島さんもこれは補助という形で載せています、業務内容を見ますと。町営住宅の家賃に関する補助業務ということで載っているんです。できないことですか。全て補助、家賃の減免、徴収猶予等、補助業務ということで家賃滞納整理事務、これは入っております。全部、全て補助業務ということになっているんです。南三陸町は最初からこの家賃等の徴収、入居者に対する家賃及び駐車場使用料の調定、事務の補助となれば、この事務補助が使えればいいんですけれども。それから、家賃及び駐車場使用料の徴収、補助とつけばこの辺は町として、何ていうの、隠れみのというのか、抜け道が出てくるのかなと思われるんです。ですから、この本法の公営住宅法の中のできない、家賃決定並びに家賃、敷金、その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除くとありますから、この除くがこの条例にスライドしていつているから条例にはないということです。ないが、その業務内容については載せている。そこで間違いがまた出てくるのかな。徴収とか調定とか、そういうことまで業務としてさせているというところに問題があるのかなと私はそう捉えたんです。ですから、こういうことをずっと続けていると、そういう間違いが出てくる元になるんでなかるうかなと思うんです。その辺どうお考えでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 一つ、答弁する前にちょっと言わせてもらいますが、その資料を出せと

言われたから出したという。間違っただけで当然みたいな議論、お話をしておりますが、本当にこれ議場という場所に出す書類だったんですか、議長、これ。これだけミスしているものを、これを参考にとということで出すこと自体が、私これ間違っているんじゃないかと思っているんです。それを平気で、出せって言われたから出したって、それってちょっと議場を、議場というか、議会軽視じゃないですかっていう話です。これはちょっとおかしいじゃないかという。ここは一言言わせてもらいます。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 先ほど時間がないのでちょっと早足になってすみませんでした。

地方自治法施行令第158条に、歳入の徴収又は収納の委託ということで、条例じゃなくて、その上位の法のほうに載っておりますので、改めて町の条例にはないということで御理解をしてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ちょっと先ほど東松島さんの公社さんへの委託の中に補助とあるということでございますが、大変申し訳ございませんが、それは今回7月からHOPEさんなる社団法人さんをお願いをした、その内容ではないでしょうか。これ公社の内容ではないんじゃないでしょうか。（「公社の」の声あり）今の、私のちょっと手元に、一応指定管理者HOPEが行う業務の内容というものを今手元にございます。その中には、いろいろな業務について補助、補助、補助とございますが、公社のものではないんじゃないでしょうか。先ほど会計管理者が申しましたように、公営住宅法の上位法であります地方自治法において可とされてございますので、東松島さんが住宅公社をお願いをする際に、補助と入れるはずがないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時54分 延会